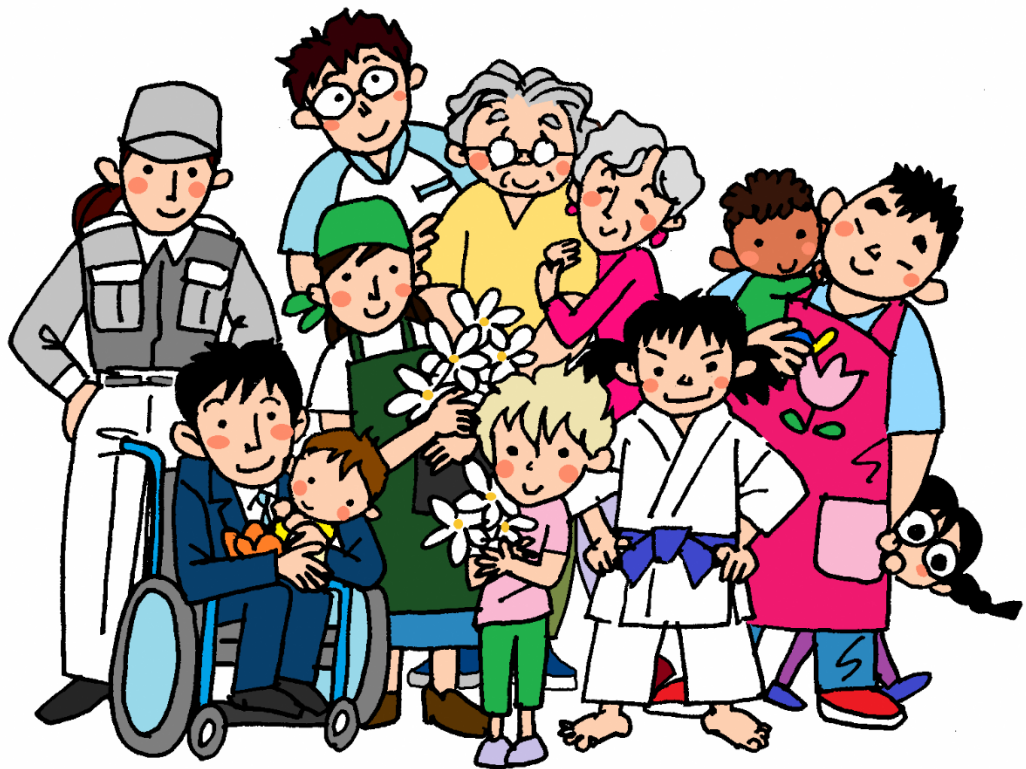


第2次宝塚市男女共同参画プラン (後期個別事業)

～すべての人が性別にとらわれず、自分らしくいきいきと暮らせるまちをめざして～



令和3年(2021年)3月

● 目 次 ●

第1章	計画策定にあたって ……………	1
0	後期個別事業の推進にあたって……………	1
1	計画策定の趣旨……………	1
2	計画の位置付け……………	2
3	計画の構成……………	3
4	計画策定の体制及び進捗管理……………	3
5	重点施策……………	3
6	計画の期間……………	3
第2章	計画策定の背景 ……………	4
1	世界、国、県、本市の動き……………	4
2	「前期個別事業」の推進状況……………	5
第3章	基本的な考え方 ……………	12
1	基本理念……………	12
2	基本方針……………	12
3	施策体系……………	13
第4章	具体的な取組 ……………	14
基本方針Ⅰ	男女共同参画社会実現のための教育・学習・啓発の推進……………	14
基本方針Ⅱ	女性への暴力の根絶とあらゆる人の人権の尊重……………	18
基本方針Ⅲ	ワーク・ライフ・バランスの推進と個性と能力を發揮できるまちづくり……………	34
基本方針Ⅳ	男女共同参画社会実現のための総合的推進……………	43
数値目標	……………	47
資料編	用語解説 ……………	49

第1章 計画策定にあたって

0 後期個別事業の推進にあたって

第2次宝塚市男女共同参画プラン（以下「本計画」といいます。）は、平成28年度（2016年度）からの10年間を期間とする計画として、前期5年間の「個別事業」をとりまとめ、推進しました。令和3年度からの後期5年間の「個別事業」についても、引き続き、本計画の基本理念、基本方針、施策体系を基に事業推進に取り組みます。

1 計画策定の趣旨

本市では、男女共同参画社会の実現を目指して、平成8年（1996年）に、計画期間10年の「宝塚市女性プラン」（以下「女性プラン」といいます。）を策定しました。

その後、全国的にも男女共同参画社会を目指す動きが顕著となり、平成11年（1999年）の「男女共同参画社会基本法」の制定、同法に基づく国における「男女共同参画基本計画」の策定を受けて、平成13年（2001年）に、女性プランの見直しを行い、平成18年（2006年）には、同プランを引き継ぐ「宝塚市男女共同参画プラン」（以下「男女共同参画プラン」といいます。）を策定しました。

平成13年（2001年）に、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」（以下「DV防止法」といいます。）が制定され、本市でも平成23年（2011年）に「宝塚市DV対策基本計画」（以下「DV対策基本計画」といいます。）を策定し、ドメスティック・バイオレンス（以下「DV」といいます。）に関する体制の整備は大きく進みました。

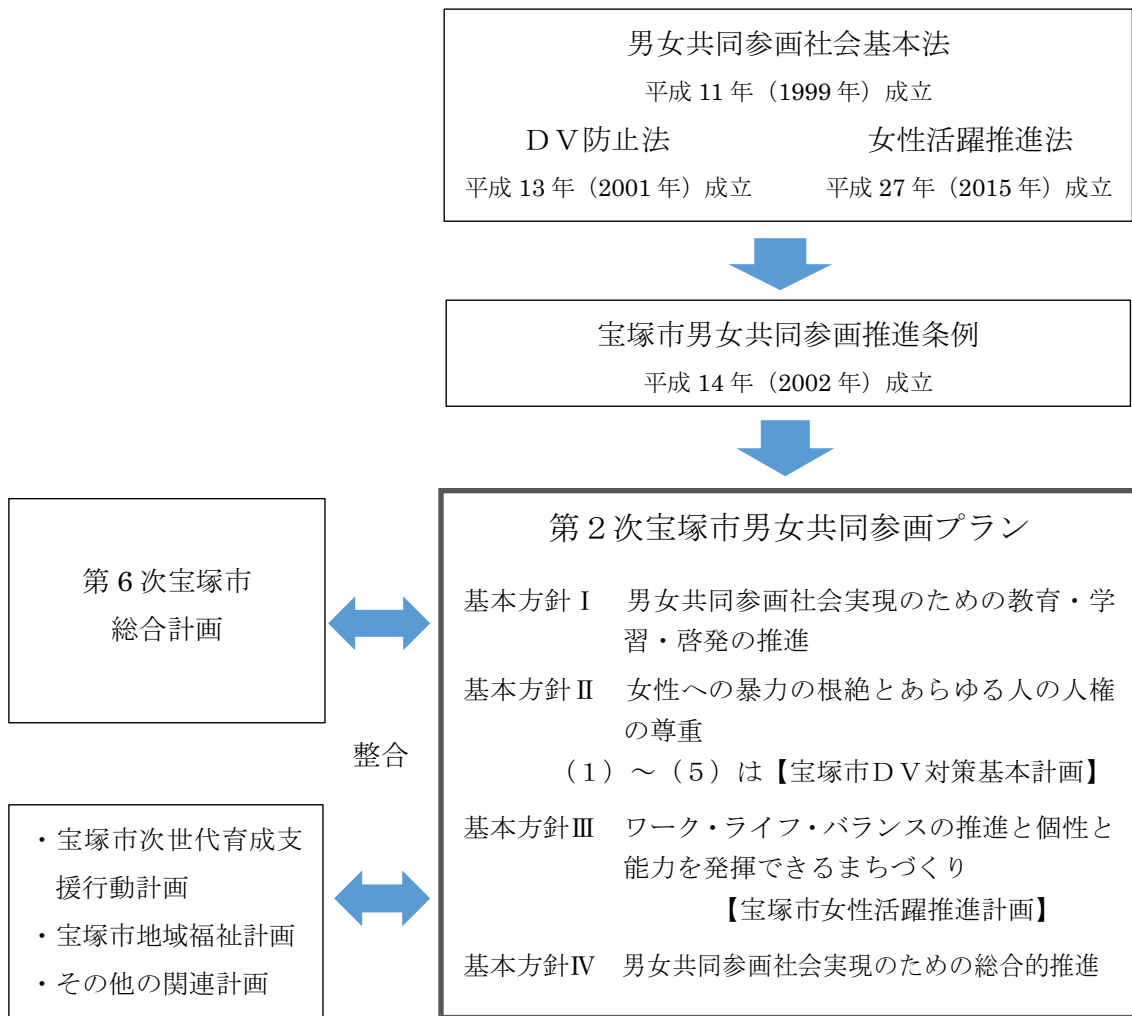
また、全国的に少子高齢化が急速に進展する中、人材の多様性を進めるため、平成27年（2015年）8月には「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」（以下「女性活躍推進法」といいます。）が制定され、女性の職業生活における活躍の必要性が高まっています。

本計画は、男女共同参画プランとDV対策基本計画の計画期間満了に伴い、国内外の男女共同参画をめぐる社会状況の変化や、本市における状況を勘案し、両計画の成果と課題の検証結果に基づく見直しを行い、男女共同参画に関する施策を総合的・体系的に推進するために策定しました。

「後期個別事業」では、前期個別事業の実績を検証するとともに、すべての施策を男女共同参画の視点に立って、女性参画率の向上、ワーク・ライフ・バランスの実現に向けてより一層努めます。またDV対策については、児童虐待などと重なり、複雑化、深刻化する事例が増えており、より被害者の視点に立った相談支援を進めます。

2 計画の位置付け

- (1) 本計画は、「男女共同参画社会基本法」第14条第3項に基づく市町村男女共同参画計画に該当し、本市における男女共同参画社会実現のための総合的な計画です。
- (2) 本計画は、「宝塚市男女共同参画推進条例」第9条に基づく基本計画であり、男女共同参画プランを継続、発展させるものです。
- (3) 本計画は、DV対策における新たな課題に対応するとともに、DV対策と他の男女共同参画施策とのより一層の連携を推進するため、DV対策基本計画と男女共同参画プランを統合するものであり、本計画の基本方針Ⅱの施策の方向1から5までの部分は、DV防止法第2条の3第3項に基づく市町村基本計画に該当するものです。
- (4) 本計画の基本方針Ⅲは、女性活躍推進法第6条第2項に基づく、市町村推進計画（本計画では「女性活躍推進計画」といいます。）に該当するものです。
- (5) 本計画は、「宝塚市総合計画」を上位計画とするとともに、他の関連計画等と整合を図り策定するものです。
 なお、「後期個別事業」は、令和3年（2021年）4月を始期とする第6次宝塚市総合計画との調整、整合を図り策定しています。



3 計画の構成

本計画は、第1章計画策定の趣旨、第2章計画策定の背景を踏まえ、第3章に基本理念を掲げ、第4章で基本理念を具現化するための4つの基本方針を定めるとともに、施策の方向、主要な施策を示しています。さらに、主要な施策のもとに個別事業を位置付けています。なお、個別事業の所管課については、令和3年（2021年）4月1日付の組織改正を反映しています。

4 計画策定の体制及び進捗管理

後期個別事業のとりまとめについては、宝塚市男女共同参画推進検討会で検討を行った上で、知識経験者や公募市民で構成する宝塚市男女共同参画推進審議会の意見を聴取し、行いました。今後も適宜、進捗管理を行います。

5 重点施策

前期個別事業に引き続き、男女共同参画プランとDV対策基本計画の推進状況を踏まえ、本計画に掲げる「主要な施策」の中から、次の7つの施策を重点施策として位置付け、特に力点を置いて取り組みます。

- ・基本方針Ⅰ(1) ①男女共同参画に関する啓発活動の充実
- ・基本方針Ⅱ(2) ①配偶者暴力相談支援センター機能の充実
- ・基本方針Ⅱ(8) ①性的マイノリティに関する理解の浸透
- ・基本方針Ⅲ(1) ①男女の多様な働き方に向けた理解の浸透と啓発の推進
- ・基本方針Ⅲ(3) ①男性の家事・育児・介護等への主体的な関わりの促進
- ・基本方針Ⅲ(5) ②様々な分野における女性の参画の促進
- ・基本方針Ⅳ(3) ②市自らの男女共同参画の推進

6 計画の期間

計画期間は、平成28年度（2016年度）から令和7年度（2025年度）までの10年間とします。

個別事業は、平成28年度（2016年度）から令和2年度（2020年度）までを「前期」とし、今回、令和3年度（2021年度）から令和7年度（2025年度）までの5年間で「後期」としてとりまとめるものです。

第2章 計画策定の背景

1 世界、国、県、本市の動き

本計画の策定背景については、計画策定時の背景を基とし、以下には「前期事業」以降の動きを追加しています。

平成27年(2015年)国連で採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」に含まれる持続可能な開発目標(SDGs)において、政治、経済、公共分野でのあらゆるレベルの意思決定において、完全かつ効果的な女性の参画及び平等なリーダーシップの機会を確保することが掲げられました。しかし、日本は、ジェンダーギャップ指数153か国中121位(2020年)と、世界的に見てもジェンダー格差が深刻な状況です。

国では、平成28年(2016年)には、豊かで活力ある社会の実現を目的とし、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」が施行され、この法律を基に地方自治体における推進計画や特定事業主行動計画の策定、一定規模以上の事業主に義務付けられる一般事業主行動計画の策定によって、仕事における女性の活躍が重点的に進められています。

また令和2年(2020年)12月には、第5次男女共同参画基本計画が閣議決定され、男女共同参画社会の実現に向けた取組は新たな段階に入りました。

兵庫県では、令和3年度(2021年度)からは計画期間を5か年とする「第4次兵庫県男女共同参画計画『ひょうご男女いきいきプラン2025』」に基づく取組が進められる予定です。

本市では、全国各地で性的マイノリティに関する理解の促進と必要性の認識が広がったことから、性的マイノリティ支援方策検討部会を立ち上げ、先進地視察、専門家や先進地自治体職員との勉強会、当事者のヒアリングを実施し、平成27年(2015年)11月に性的マイノリティの支援方策として「ありのままに自分らしく生きられるまち宝塚(性的マイノリティに寄り添うまちづくりの取組)」を策定しました。支援方策の具体的取組の一つとして、平成28年(2016年)6月にパートナーシップの宣誓制度を施行しました。平成31年(2019年)には、性的マイノリティの権利擁護の取組をより一層推進するため、宝塚市男女共同参画推進条例を一部改正し、「性自認」と「性的指向」についての定義、「性自認又は性的指向」に起因する差別的な取り扱いの禁止規定を追加し、「性自認又は性的指向」に起因する差別的な取扱いを相談対象とすることとしました。

平成28年度(2016年度)から、女性リーダーの育成及び防災活動や災害時に男女共同参画の視点を取り入れることを目的に、「男女共同参画の視点で考える防災セミナー」を内容や対象に工夫を加えながら、毎年実施しました。

同年には、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」の施行に伴い、特定事業主行動計画の策定し、男女がともに尊重し合い、社会生活が充実するように取組を

進めました。また、再就職や起業を希望する女性のためにチャレンジ相談を行い、チャレンジする女性の不安を解消するよう、各人に応じた適切な支援につなげました。

令和2年(2020年)当初より拡大している新型コロナウイルスについては、本市においても事業の推進に大きな影響を与え、地域での取組が中止・延期となる事業がありました。またDV相談では、令和2年度(2020年度)1月以降相談件数が増加しており、コロナ禍において、平常時ではないストレスの高い生活が家族関係に影響を与えたと推察されます。

このような状況下において、前期個別事業では、事業手法の変更、代替事業等での対応となりましたが、可能な限り事業を推進しました。今後も変化する事業環境に対応しながら新たな手法等を検討し、事業に取り組みます。

2 「前期個別事業」の推進状況

本計画では、前計画となる「宝塚市男女共同参画プラン」における総括を行い、基本方針ごとの成果と課題についてまとめました。そこからは、一定の成果が認められるものの、より一層の取組が必要な課題も残されており、新たに取り組むべき課題も明らかになっています。今後も引き続き男女共同参画社会実現に向けて、本計画に基づく取組を進めていく必要があります。以下、前期5年間の「個別事業」をとりまとめ、総括を行いました。

総括

「前期個別事業」期間中に取り組んだ事業は、167事業でその内、7つの重点施策については、40の個別事業を掲げ、「職員のための男女共同参画の視点に立った行政刊行物等の表現ガイドライン」の活用、配偶者暴力相談支援センター機能の充実、「ありのままに自分らしく生きられるまち宝塚」に基づく取組の推進、ワーク・ライフ・バランスに関する啓発講座の実施、男性の家事・育児・介護への主体的な関りを促す学習、防災・災害復興に関する施策立案への女性の参画、市職員研修の充実等に取り組みました。

基本方針ごとの主な成果と課題

I. 男女共同参画社会実現のための教育・学習・啓発の推進

● 「男女共同参画に関する理解の浸透」

重点施策 「男女共同参画に関する啓発活動の充実」

「職員のための男女共同参画の視点に立った行政刊行物等の表現ガイドライン」を改訂・活用したほか、入札参加資格者名簿登録業者を対象とする男女共同参画に関するアンケートを実施しました。

「メディア・リテラシーに関する啓発講座」については、講座参加者が少なく、継年

実施ができなかったため、受講者が増えるよう講座内容及び周知方法等を見直す必要があります。

- 「男女共同参画に関する子どもの教育の推進」

「トライやるウィーク事業」では、社会活動をとおして性別にとらわれない職業感を実感することができました。また「理工系分野への進路選択を可能にするイメージづくり」では、総合的な学習の時間帯で、将来の進路に向けて、職業についての調べ学習を行い、将来への進路について考えました。今後も引き続き、性別に関わりなく、子ども自らが自由に職業を選択できる教育を推進していきます。

II. 女性への暴力の根絶とあらゆる人の人権の尊重

- 「DVを許さない社会づくり」

「デートDV予防教室の実施」では、毎年度、市内中学校・高校でデートDV予防教室を実施し、防止のための教育、啓発を行いました。また「DVに関する事例の検討」では、相談員の二次重傷防止及び困難事例に対して専門家の助言を受けるため、スーパーバイズ研修を行うとともに、困難な事例については、関係機関とケース会議を実施しました。

- 「DV相談体制の充実と早期発見・通報」

重点施策 「配偶者暴力相談支援センター機能の充実」

配偶者暴力相談支援センターの機能充実として、令和元年度から相談員を2名から3名に増員し、相談体制の充実を図りました。また今後も相談者の状況に配慮した対応ができるよう関係機関との連携体制を充実します。

- 「DV被害者の安全確保」

緊急時に対応できるように警察との連携を深め、支援に必要な情報の共有や手続きの円滑化を推進します。

- 「DV被害者の自立支援」

「手続きの一元化」では、関係機関とのやりとりにおいて共有する「DV相談連絡票」の活用には、至りませんでした。たからづかDV相談室を中心とするワンストップサービスの提供に努めました。また、子どもに対する支援では、「情報の適切な管理体制の充実」として「要保護児童対策地域協議会」の全市的なネットワークを活用し、適切な対応を行いました。

- 「DV対策の推進体制」

市内相談業務担当者連絡会において、DV相談室について周知するとともに、DV被

害者対応等について、意見交換、情報提供、事例検討を行う等ネットワーク強化に努めました。DV被害者の住居確保のため公営住宅の広域活用について、県が各市の市営住宅の条件等について取りまとめましたが、広域活用までには至っていません。今後は、広域活用が可能となるよう県に働きかけていきます。

● 「セクシュアル・ハラスメントや児童虐待等の防止」

「性暴力防止の関する学習・啓発」において、毎年度、パープルリボンづくりをとおして、DVや女性への暴力防止への関心を深めるパープルリボンカフェを開催しました。また、毎年度、男女共同参画センターにて、子どもへの暴力防止講座として、「新1・2年生のためのCAPワークショップ」を実施し、平成29年度（2017年度）からは、3歳からのCAPワークショップも併せて実施しています。

● 「リプロダクティブ・ヘルス／ライツと健康づくりの推進」

「リプロダクティブ・ヘルス／ライツに関する啓発」として、毎年度、こころとからだのリフレッシュセミナーを開催しました。今後もあらゆる世代の女性の性の自己管理、自己決定の尊重を図るため、情報提供や学習会等を実施します。

● 「性的マイノリティの人権の尊重」

重点施策 「性的マイノリティに関する理解の浸透」

「ありのままに自分らしく生きられるまち宝塚」に基づく取組の推進において、性的マイノリティに関する正しい理解や認識を深めるための市民向け講演会及び職員研修を開催しました。また自分の性や性的指向に伴う相談として、セクシュアルマイノリティ電話相談を実施しました。今後も誰もが住みやすいまちづくりを目指して、性的マイノリティに関する理解や認識を深めるための啓発、情報発信、相談等の事業を行います。

● 「ひとり親家庭への支援」

医療費の助成、児童扶養手当の支給、ひとり親家庭相談、母子家庭等高等職業訓練促進給付金等の支給、母子家庭等自立支援教育訓練給付金の支給等をとおして、ひとり親家庭の自立と生活安定の推進に努めました。

● 「高齢者・障害（がい）のある人・外国人等への生活支援」

「包括的支援事業」では、地域包括支援センターの職員増を行い、地域包括支援センターの機能強化に取り組み、継続して支援を行うことが可能となっています。また「相談支援事業」では、相談支援事業を委託する市内事業者を、平成30年度（2018年度）から2か所増やし、障害（がい）のある人が抱える問題にきめ細かく対応し、自立生活を支援するための相談支援事業を実施しました。

外国人への生活支援として、生活相談及び日本語学習等を実施し、外国人市民が安心して暮らせる環境の確保に努めました。

Ⅲ. ワーク・ライフ・バランスの推進と個性と能力を発揮できるまちづくり

● 「ワーク・ライフ・バランスの理解促進」

重点施策 「男女の多様な働き方に向けた理解の浸透と啓発の推進」

ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の推進のための啓発講座として毎年度、男女共同参画センターにて「男女共同参画基礎講座」、「男性セミナー」を開催しました。また女性活躍推進法に基づく「女性活躍推進計画」の推進として、職員に対して、毎年度、ワーク・ライフ・バランスをテーマとした研修を実施しました。

● 「女性の労働環境の整備と支援」

男女共同参画センター主催事業として、再就職や起業、働き方の見直し、地域活動など新たに何かを始め、チャレンジする女性の不安を解消し、各人に応じた適切な支援につなげることを目的として、チャレンジ相談を実施しました。

● 「男性の家事・育児・介護等への主体的な関わりの促進」

重点施策 「男性の家事・育児・介護等への主体的な関わりの促進」

男性の家事・育児・介護への主体的な関りの促進と、それを支える社会意識や社会環境の整備に向けての学習・啓発のために毎年度「男性セミナー」を実施しました。市内男性グループとの連携ができていないので、今後は連携を目指し、取組を進めていきます。

● 「子育て・介護支援の充実」

「ファミリーサポートセンター事業」では、仕事と育児の両立支援及び地域で安心して子育てができる環境整備をねらいとして、会員同士で相互援助活動を行う事業を実施しました。平成27年度（2015年度）から、土曜日の受付窓口を開設したことにより、利用者の利便向上につながりました。また、職員を2人体制から3人体制にすることで、きめ細やかな対応ができ、無理のない活動につながりました。

「高齢者の権利擁護事業」では、高齢者・障害（がい）者権利擁護センター及び地域包括支援センターと連携し、高齢者に係るすべての虐待通報案件について協議及び対応を行いました。今後は、高齢者の権利侵害や不利益、虐待の通報などに即応できるように、関係機関との連携を強化する必要があります。

● 「あらゆる分野への女性の活躍促進」

重点施策 「様々な分野における女性の参画の促進」

「防災・災害復興に関する施策立案への女性の参画」として、市防災会議及び市国民保護協議会への女性の参画促進に努めました。またインクルーシブ防災の観点も踏まえ、避難所運営マニュアルへのDV被害拡大防止や性犯罪の予防措置等の追記を行いました。

IV. 男女共同参画社会実現のための総合的推進

- 「男女共同参画センターの充実」

「男女共同参画センターの運営への市民参画の促進」として、「利用登録グループ連絡交流会」での意見交換会、「利用満足度調査」によるアンケート調査をとおして、広く市民の方の意見や要望をセンターの運営に反映することができました。

- 「庁内推進体制の充実」

重点施策 「市自らの男女共同参画の推進」

階層別研修、人権問題職場研修、男女共同参画に係る講演会等を研修計画に基づき実施し、市職員の研修の充実を図りました。

数値目標の達成状況

設定した36の数値目標のうち、達成できたものは9項目、一部達成9項目、未達成12項目、市民意識調査該当項目が6項目となっています。

数値目標番号	重点施策	個別事業番号	指標	担当課	目標数値 (前期終了の R3.3.31時点)	H28	H29	H30	R1	達成:○ 一部達成:△ 未達成:× ※前期策定時の市民意識調査にて確認:-
1		11103 11104 11105	「男は仕事、女は家庭」という考え方に反対する市民の割合	人権男女共同参画課	60%					—
2	★	11103 11201	男女共同参画センター主催講座の参加者数(年間)	人権男女共同参画課	2,000人	1,568	2,013	1,942	1,812	△
3	★	11104 31102	事業所に対する出前講座の実施回数(年間)	人権男女共同参画課	5回	1	1	1	0	△
4		11105 42101	男女共同参画センターを知っている市民の割合	人権男女共同参画課	50%					—
5		11105	男女共同参画プランを知っている市民の割合	人権男女共同参画課	75%					—
6		11202 27205	男女共同参画センターにおける女性のための相談件数(年間)	人権男女共同参画課	1,050件	1,063	1,074	1,270	1,229	○
7		12102 12203	教師に対する研修会における男女共同参画に関する研修の開催回数(年間)	教育研究課	2回	1	2	2	2	○
8		12102	保育士に対する男女共同参画に関する研修の開催回数(年間)	幼児教育センター 保育企画課	2回	2	2	3	3	○
9		21106	デートDV予防教室(中学、高校)の開催回数(年間)	人権男女共同参画課	6回	4	4	3	5	×
10		210107	外国人のための相談件数(年間)	文化政策課	60件	71	88	84	98	○
11	★	22103 22104 22105	DV相談室における相談件数(年間)	たからづかDV相談室	増加	403	404	499	460	△
12		27109 42103	メールマガジンの購読登録数	人権男女共同参画課	800人	863	863	958	996	○
13		27201	マンモグラフィー(乳がん検診)の受診率※1	健康推進課	50%			40.7		×
14	★	28101	性的マイノリティに関する市民啓発事業の開催回数(年間)	人権男女共同参画課	4回	4	3	3	6	△
15	★	31101 31102	ワーク・ライフ・バランスに関する講座の開催回数(年間)	人権男女共同参画課	1回	2	2	2	2	○
16		32204	家族経営協定締結戸数	農政課	5戸	2	2	2	2	×
17	★	33101	男女共同参画センターにおける男性対象講座の参加者数と定員充足率(年間)	人権男女共同参画課	90人 100%	10 11.1	63 70.0	30 50.0	19 21.1	×
18		33101	家事において男女の不平等感を感じない市民の割合	人権男女共同参画課	40%					—
19		33101	育児において男女の不平等感を感じない市民の割合	人権男女共同参画課	40%					—
20		33101	介護において男女の不平等感を感じない市民の割合	人権男女共同参画課	40%					—
21		35201	自治会長に占める女性の割合	市民協働推進課	増加	22.5	21.3	16.1	20.1	△
22		35102	審議会等委員(法律・附属機関設置条例・その他の条例等に基づくもの)に占める女性の割合	審議会等所管課	40~60%	36.6	35.5	35.6	35.4	×
23		35102	女性委員のいない審議会等(法律・附属機関設置条例・その他の条例等に基づくもの)の数	審議会等所管課	0	3	2	2	3	×
24		35102	審議会等(法律・附属機関設置条例・その他の条例等に基づくもの)の会長(同相当職)に占める女性の割合	人権男女共同参画課	30%	21.8	19.4	22.0	17.2	×
25	★	35104 43202	市役所の管理職に占める女性の割合	人材育成課 職員課	30%	24.7	24.7	24.7	24.3	×

数値目標番号	重点施策	個別事業番号	指標	担当課	目標数値 (前期終了の R3.3.31時点)	H28	H29	H30	R1	達成:○ 一部達成:△ 未達成:× ※前期策定時の市民意識調査にて確認:-
27		35204	男女共同参画センターの利用グループ数	人権男女共同参画課	90団体	64	64	58	58	×
28		35205	男女共同参画センターにおける一時保育付き講座の開催回数(年間)	人権男女共同参画課	全て	全て	全て	全て	全て	○
29		42101 42102	男女共同参画センターの利用者数(年間)	人権男女共同参画課	増加	53,976	56,585	53,539	50,800	△
30	★	42101 42102	男女共同参画センター利用者総数に占める男性の割合	人権男女共同参画課	25%	23.6	24.7	24.7	24.3	×
31		42104	男女共同参画センターの情報コーナーの図書の貸出率	人権男女共同参画課	60%	39.4	44.7	53.9	45.5	×
32		42104	男女共同参画センターの情報コーナーの利用登録者数	人権男女共同参画課	1,800人	1,741	1,863	1,787	1,616	△
33		43201	男女共同参画に関する研修の開催回数	人材育成課 人権男女共同参画課	5回	5	5	5	5	○
34	★	43201	性的マイノリティに関する職員研修の開催回数(年間)	人材育成課 人権男女共同参画課	6回	7	7	7	3	△
35		43203	市役所の新規採用者に占める女性の割合	人材育成課	増加	33.8	57.3	51.0	45.7	△
36	★	43204	特定事業主次世代育成支援行動計画に掲げる数値目標 (男性の育児休暇取得率)	人材育成課 消防本部総務課 選挙管理委員会事務局 監査・公平委員会事務局 議会事務局 職員課 上下水道局総務課 市立病院経営統括部	10%	6.3	4.4	10.1	15.0	○

第3章 基本的な考え方

1 基本理念

本計画の基本理念は、次のとおりとします。

社会のあらゆる分野に、男女が共に参画する機会が保障されるまち
すべての人が性別にとらわれず、自分らしく生き生きと暮らせるまち
各々の個性と能力を十分に発揮し、男女が共に責任を分かちあえるまち
性の多様性が尊重されるまち

本市は、このような男女共同参画社会を目指します。

2 基本方針

本計画の基本理念に基づき、4つの基本方針を掲げて取り組みます。

- I 男女共同参画社会実現のための教育・学習・啓発の推進
- II 女性への暴力の根絶とあらゆる人の人権の尊重
- III ワーク・ライフ・バランスの推進と個性と能力を発揮できるまちづくり
- IV 男女共同参画社会実現のための総合的推進

3

施策体系

基本方針	施策の方向	主要な施策（★：重点施策）	ページ
I 男女共同参画社会実現のための教育・学習・啓発の推進	(1) 男女共同参画に関する理解の浸透	★ 1. 男女共同参画に関する啓発活動の充実	15
		2. 女性自らの意識の向上と能力開発	15
	(2) 男女共同参画に関する子どもの教育の推進	1. 個性尊重を基盤とした男女平等のための教育・保育の推進	16
		2. 自由な選択を促す進路指導	17
II 女性への暴力の根絶とあらゆる人の人権の尊重	(1) DVを許さない社会づくり	1. 教育・啓発の推進	19
		2. DVに関する調査・研究	19
	(2) DV相談体制の充実と早期発見・通報	★ 1 配偶者暴力相談支援センター機能の充実	20
		2. 早期発見・通報のための啓発の推進	20
	(3) DV被害者の安全確保	1. 緊急時におけるDV被害者の安全確保の強化	21
	(4) DV被害者の自立支援	1. 手続きの一元化の推進	22
		2. 生活の支援	22
		3. 子どもに対する支援	23
	(5) DV対策の推進体制	1. 関係機関及び市役所内における連携	24
		2. DV被害者支援に関わる人材育成	25
	(6) セクシュアル・ハラスメントや児童虐待等の防止	1. セクシュアル・ハラスメント、ストーカー等の防止	26
		2. 子どもへの性暴力や児童虐待等の防止	26
	(7) リプロダクティブ・ヘルス/ライツと健康づくりの推進	1. リプロダクティブ・ヘルス/ライツの尊重	27
		2. 健康保持のための医療・保健サービスと相談機能の充実	28
(8) 性的マイノリティの人権の尊重	★ 1. 性的マイノリティに関する理解の浸透	29	
(9) ひとり親家庭への支援	1. ひとり親家庭の自立と生活安定の推進	30	
(10) 高齢者・障害（がい）のある人・外国人等への生活支援	1. 高齢者・障害（がい）のある人・外国人等への生活支援	32	
III ワーク・ライフ・バランスの推進と個性と能力を發揮でききるまちづくり	(1) ワーク・ライフ・バランスの理解促進	★ 1 男女の多様な働き方に向けた理解の浸透と啓発の推進	35
		2. 市自らの取組	35
	(2) 女性の労働環境の整備と支援	1. 非正規雇用の労働環境の改善	36
		2. 女性の雇用・就業・起業等のための支援	36
	(3) 男性の家事・育児・介護等への主体的な関わりの促進	★ 1. 男性の家事・育児・介護等への主体的な関わりの促進	38
	(4) 子育て・介護支援の充実	1. 子育て支援策の充実	39
2. 介護支援策の充実		40	
(5) あらゆる分野への女性の活躍促進	1. 政策・方針決定の場への女性の参画の促進	40	
	★ 2. 様々な分野における女性の参画の促進	41	
IV 男女共同参画社会実現のための総合的推進	(1) 市民・事業所等との連携による施策の推進	1. 計画の進行管理	43
		2. 市民意識調査や事業所等における課題の研究	43
	(2) 男女共同参画センターの充実	1. 男女共同参画センターの拠点機能の充実	44
	(3) 庁内推進体制の充実	1. 男女共同参画推進審議会等の機能の充実	45
		★ 2. 市自らの男女共同参画の推進	45

第4章 具体的な取組

基本方針 I 男女共同参画社会実現のための教育・学習・啓発の推進

男女共同参画社会基本法では、男女共同参画社会の実現を21世紀のわが国の最重要課題として位置付け、その実現のための様々な施策に取り組んできました。法的な環境整備が徐々に進み、「女性の活躍」が、わが国の成長戦略の中核に位置付けられるなど注目が集まっていますが、社会における「男は仕事、女は家庭」といった性別による固定的な役割分担意識や女性に対する差別を解消するためには、まだ多くの課題があります。

本市では、女性も男性も自らの意思に基づき、個性と能力を発揮できる多様性に富んだ豊かで活力のある男女共同参画社会の実現に向けて、低年齢からの保育・教育、学校での教育や社会教育等の学習機会を通じて、男女共同参画に関する理解が深まるよう、取組を進めます。

また、男女共同参画の取組は、国際社会の取組とも連動して行われてきました。昭和50年（1975年）の国際婦人年には第1回世界女性会議において、「平等・開発・平和」の理念の下、平和のためには、女性が男性と同様にあらゆる分野に参画する必要性が唱えられました。本市では平成元年（1989年）に非核平和都市宣言を行っており、平和や反暴力の理念に基づいた平和に関する啓発活動を通じて、男女共同参画社会の実現に取り組めます。

施策の方向（1） 男女共同参画に関する理解の浸透

女性も男性も性別にとらわれず、自分らしく各々の個性と能力を十分に発揮できるように、男女共同参画のさらなる推進を図ります。そのため男女共同参画の理解を進める教育や学習、啓発の機会を提供し、各種講座や出前講座等を実施します。また、事業者への啓発として、入札参加資格者名簿登録者への意識向上を図るため、引き続きアンケートを実施するとともに、アンケート結果の施策への反映等その活用に取り組めます。

行政からの情報発信に際しては、「職員のための男女共同参画の視点に立った行政刊行物等の表現ガイドライン」に基づき、男女共同参画の視点に配慮するとともに、固定的な性別役割分担意識を助長することがないように努めます。

また、現代は多くの情報が氾濫している時代でもあり、マス・メディアや各種情報媒体等からの大量の情報を主体的に読み解き、女性自らが発信する能力を高めることが望まれます。メディア・リテラシーの向上に関する取組を進め、女性のエンパワーメントのための啓発・学習機会を提供します。

☆主要な施策

1) 男女共同参画に関する啓発活動の充実(重点施策)

事業番号	事業名	事業の内容	担当
11101	「職員のための男女共同参画の視点に立った行政刊行物等の表現ガイドライン」の活用	広報誌をはじめ、市のすべての刊行物、公文書等の作成に際しては、同ガイドラインに基づき、男女共同参画を推進する表現となるように配慮する。	全課 関係団体
11102	入札参加資格者名簿登録業者への意識啓発	入札参加資格者名簿への登録を希望する事業者へのアンケートをとおして、男女共同参画への取組状況を把握する。	契約課 人権男女共同参画課
11103 【数値目標 1、2】	男女共同参画に関する啓発講座	市民等を対象に男女共同参画に関する啓発講座を実施する。	人権男女共同参画課 各人権文化センター
11104 【数値目標 1、3】	出前講座等の実施	地域団体、事業者等を対象に男女共同参画社会づくりのための講座を実施する。	人権男女共同参画課
11105 【数値目標 1、4、5】	市広報等による啓発	「広報たからづか」、「男女共同参画センターだより」等の媒体により男女共同参画の視点に立った啓発活動を展開する。	人権男女共同参画課
11106	メディア・リテラシーに関する啓発講座	男女共同参画の視点から、メディア・リテラシー向上のための啓発講座を実施する。	人権男女共同参画課
11107	平和に関する啓発事業	非核平和都市推進事業、男女共同参画センターにおける啓発事業等において、男女共同参画の視点を持って実施する。	人権男女共同参画課
11108	図書館資料整備事業	6月の男女共同参画週間にあわせて、男女共同参画に関する図書の展示コーナーを設けることにより、市民の男女共同参画意識の醸成を図る。	市立図書館

2) 女性自らの意識の向上と能力開発

事業番号	事業名	事業の内容	担当
11201 【数値目標2】	エンパワーメントのための情報提供・講座の実施	女性に対して、エンパワーメントのための情報提供及び講座を開催する。	人権男女共同参画課
11202 【数値目標6】	女性のための相談	「女性のための相談」をはじめとする相談業務において当事者に関する相談に対応する。	人権男女共同参画課 (関係課・関連団体) 相談関係各課 各市男女共同参画センター

施策の方向（２） 男女共同参画に関する子どもの教育の推進

日本国憲法（第14条）、教育基本法（第3条、第5条）により、人は性別によって差別されないことが保障されています。性別に関わらず、一人ひとりの個性に応じて能力を伸ばすことができるよう、「宝塚市人権保育基本方針」に基づき保育を行い、男女共生教育を行います。また、保育職員や教育関係者への研修については、男女共同参画の視点を踏まえた研修を充実させます。教材や資料については、授業での活用を進め、進路指導やキャリア教育においても、性別に関わりなく子ども自らが自由に選択できるように教育を推進します。

☆主要な施策

1) 個性尊重を基盤とした男女平等のための教育・保育の推進

事業番号	事業名	事業の内容	担当
12101	「宝塚市人権保育基本方針」の推進	乳幼児を権利の主体と捉え一人ひとりを大切に にする保育を実践する。	幼児教育センター 保育企画課
12102 【数値目標 7】	教育、保育関係者の研修の充実	保育所職員研修計画及び幼稚園・認定こども園 研修計画に基づき、男女共同参画に関する研修 を実施し、資質の向上を目指す。	幼児教育センター 保育企画課
		人権の研修の一環として、各校園の課題に応じた きめ細かな研修会を実施する。	教育研究課
12103	男女共生教育教職員資料の活用	学校授業において男女共生教育教職員資料を 活用する。	学校教育課
12104	男女共生教育推進状況調査の実施	男女共生教育推進状況調査を実施し、推進する。	学校教育課
12105	家庭教育推進事業	子どもの成長過程に応じて親学習を実施すること で、子育てにおける不安感や負担感を軽減し、家庭 における子育て力・教育力の向上を図る。 妊娠期から思春期の保護者を対象として、家庭 において子どもと関わる全ての大人を支援する ことを目的とする。	子ども家庭支援 センター

2) 自由な選択を促す進路指導

事業番号	事業名	事業の内容	担当
12201	トライやるウィーク事業	市内の公立中学校の2年生が地域での体験活動 に取り組む。その際に、性別にとらわれない 職業観等を育むことに留意する。	学校教育課

12202	理工系分野への進路選択を可能にするイメージづくり	進路指導にあたっては、性別に関わりなく、子ども自らが自由に選択できるように実施する。	学校教育課
12203	教育関係者の研修の充実(再掲)	(12102 の再掲)	教育研究課

基本方針	Ⅱ 女性への暴力の根絶とあらゆる人の人権の尊重
-------------	--------------------------------

わが国においては、日本国憲法に個人の尊重、法の下での平等がうたわれており、男女の人権尊重は、男女が心豊かに生きていく上での基盤となるものです。

DVは、被害者の身体だけではなく、その精神にも大きな危害を与え、生命も脅かす犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害です。このDVの被害者の多くは女性です。また、子どもの目の前で起こるDVは児童虐待であり、そうした家庭で育った場合に、子どもの心身への深刻な影響が懸念されます。DV被害者の安全確保や自立支援を行い、女性への暴力の根絶、DVを許さない社会の実現に向けて取り組みます。

職場、学校、地域等様々な場面で発生しているセクシュアル・ハラスメントやストーカー行為、大きな社会問題のひとつとなっている子どもへの性暴力や児童虐待等の課題に対応するため、援助体制の充実、啓発等、その防止や解決に向けて取り組みます。

女性は妊娠・出産に備えての身体的機能を有しているため、女性特有の心身の問題に直面することから、男性とは異なる健康の維持・管理が必要です。個人の意思が尊重され、生涯にわたって女性が健やかに生活できるよう、性の自己決定への理解や健康づくりに取り組みます。

性的マイノリティについては、これまで社会的に認識・理解される機会が少ないこと等から、当事者が抱えている問題の困難性が潜在化しています。そこで、まず、その存在を認識し、その困難性を理解するための啓発等、性の多様性が尊重される社会の実現に向けて取り組みます。

また、貧困など生活上の困難に直面しているひとり親家庭への支援、地域で孤立しがちな高齢者や、障碍（がい）のある人、また、地域の情報・慣習に不慣れな外国人等が、居住している場所で安心して暮らせる環境整備等を行います。本市で暮らす、様々な困難を抱えたあらゆる人の人権尊重を基盤にした地域社会の実現に向けて取り組みます。

施策の方向（1） DVを許さない社会づくり

DVは犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害ですが、暴力の内容によっては被害者がDVを受けていると認識していない場合もあります。また、被害者は加害者と親密な関係にあるため、加害者に罪の意識が薄く、また、当事者のみで解決しようとする傾向にあり、被害者が第三者に相談しづらい状況もあります。そしてDVは家庭内もしくは当事者間において起きることが多いことから、DVがエスカレートし、被害が深刻になっても潜在化し続ける特徴があります。

このような状況を改善していくためには、市民がDVについての理解を深め、DVと定義される内容が暴力であることへの認識を深めることが必要です。また、配偶者や恋人等親密な関係にある相手であっても、互いの人権を尊重し、個人の尊厳を傷つけるDVを含むあらゆる暴力を許さないという意識を社会全体で共有していくことが必要です。このため、家庭、地域、職場、学校等においてDVに関する理解を深め、人権を尊重する意識を育むための教育や啓発に取り組みます。

☆主要な施策

1) 教育・啓発の推進

事業番号	事業名	事業の内容	担当
21101	DV防止セミナー等の開催 DV防止の啓発	・DV防止への理解を深めるため市民等を対象としたセミナー等を開催する。 ・DV防止セミナー等の開催情報を自治会やまちづくり協議会及び市内各団体等に対して周知を行い、講座を実施する。	人権男女共同参画課
21104	学校等における教育・啓発の推進	学校（小学校、中学校）、幼稚園、保育所等の全教育活動等を通じて、児童・生徒等の発達段階に応じて、人権尊重を基盤とした男女平等観に立った考え方ができるよう、男女平等、男女共同参画に関する教育、啓発を推進する。	学校教育課 保育企画課
21105	教育関係者への啓発推進	学校、幼稚園関係者が児童虐待とともに、DVについて理解するため、必要な情報や通報窓口、さらにはその活用方法についての情報を提供する。	人権男女共同参画課
21106 【数値目標8】	デートDV予防教室の実施	中学生、高校生、大学生等を対象に、デートDV防止のための教育、啓発を行う。	人権男女共同参画課

※欠番（21102、21103）の個別事業は、事業統合によるものです。

2) DVに関する調査・研究

事業番号	事業名	事業の内容	担当
21201	DVに関する事例の検討	困難な事例等について、関係機関とともにケース検討を行うとともに、スーパーバイズ研修において検証を行う。	たからづかDV相談室
21203	DVに関する情報の収集・研究	DVに関する研修や他自治体の担当者との交流を通じて、DVに関する様々な情報の収集・研究を行い、相談者支援に活用する。	たからづかDV相談室

※欠番（21202）の個別事業は、拡充事業（21203）として追加します。

施策の方向（2） DV相談体制の充実及び早期発見・通報

DVは、家庭内もしくは当事者間において起きることが多いため、外部からの発見が難しく、潜在化しやすいものです。また、被害者だけでなく、同居する子どもの心身に深刻な影響を及ぼします。被害は、時間が経つにつれ深刻化する傾向にあり、心身への影響も甚大です。加害者からの報復を恐れ、相談することへのためらいが生じる場合があります。

このため、被害者の個人情報を守られ、安心して相談できる体制づくりに取り組みます。また、被害を深刻化させないため、被害者を発見しやすい立場にある関係機関や地域の人々の協力のもと、DVを早期に発見し、支援につなげる体制づくりを進めます。

☆主要な施策

1) 配偶者暴力相談支援センター機能の充実(重点施策)

事業番号	事業名	事業の内容	担当
22101	配偶者暴力相談支援センター機能の充実	相談から自立まで、相談、各種支援、情報提供、関係機関との連絡調整等、総合的・総括的機能を担う体制のもと、DV被害者にとって安全で安心して相談できる環境を充実させる。	たからづかDV相談室
22102	高齢者、障碍(がい)のある人、外国人、性的マイノリティ等相談者及び男性相談者に配慮した対応体制の充実	相談者の状況に配慮した対応ができるように関係機関との連携体制を充実する。特に、緊急時の対応について、情報共有と連携を強化する。	たからづかDV相談室 関係各課
22103 【数値目標10】	相談窓口の市民等への周知	相談窓口の情報を掲載したリーフレットやカードの配置先の工夫、広報誌、ホームページ等、様々な方法により、相談窓口を周知する。	たからづかDV相談室
22104 【数値目標10】	保健事業や、児童虐待の窓口等様々な機会における相談窓口の周知	母子健康手帳交付時や乳幼児健診等、様々な保健事業の機会を通じて、相談窓口を周知する。また、児童虐待の相談窓口において、DV相談窓口を周知する。	健康推進課 子育て支援課
22105 【数値目標10】	店舗や病院等における相談窓口の周知	女性が利用することの多い店舗等の市内事業者に対しては商工会議所等を通じて、また、病院、診療所に対しては医師会等を通じて、リーフレットやDV相談カードの配置について協力を依頼し、より広く市民に相談窓口を周知する。	たからづかDV相談室
22106	DVと密接に関連して発生する児童虐待対応機関との連携強化	被害の防止、相談ニーズに沿った保護及び自立支援を図るため、相談、保護、自立支援等様々な段階において、緊密に連携しつつ取り組む。	たからづかDV相談室

※新番(22106)の個別事業は、拡充事業として追加します。

2) 早期発見・通報のための啓発の推進

事業番号	事業名	事業の内容	担当
22201	保健、医療関係者へのDVの早期発見と通報窓口と通報方法の情報提供	保健事業の機会を通じて、児童虐待やDV被害を発見しやすい立場にある保健師に対して、DV防止に関するさらなる啓発及び通報窓口や通報方法を周知するとともに、医師会、歯科医師会、薬剤師会、助産師会、看護協会等を通じて、市内各医療機関等に対し、DV被害者支援の協力を依頼し、情報提供の方法や支援機関との連携方法等について情報提供に努める。	たからづかDV相談室

事業番号	事業名	事業の内容	担当
22202	職務を通じて虐待やDV被害を発見しやすい立場にある職員への通報窓口や通報方法等の情報提供	高齢者虐待や児童虐待、DV被害を発見しやすい立場にあるケアマネジャー、ホームヘルパー、訪問看護師等に対し、DV防止に関してさらなる啓発を行うとともに、通報窓口や通報方法等の情報を提供する。	たからづかDV相談室 人権男女共同参画課 関係各課 関係団体
22204	民生児童委員に対するDVに関する情報提供と研修の機会の提供	家庭に接する機会が多く、DV被害を発見しやすい立場にある民生児童委員に対して、民生委員児童委員連合会の協力も得ながら、早期発見を行うため、DVに関する情報や通報方法等の情報提供、研修の機会を提供する。	たからづかDV相談室 人権男女共同参画課

※欠番（22203）の個別事業は、事業統合によるものです。

施策の方向（3） DV被害者の安全確保

DVは生命の危険に関わり、加害者による被害者への追跡が予想されるため、被害者の安全確保が極めて重要であり、特に避難して安心できる場の確保が必要です。

このため、DVから逃れてきた被害者や子ども等の同伴者が安心して心と体を休めることができるよう、一時保護を行うとともに、一人ひとりの状況に応じたケアを行い、心身の安全確保に取り組みます。

☆主要な施策

1) 緊急時におけるDV被害者の安全確保の強化

事業番号	事業名	事業の内容	担当
23101	「DV被害者等対応マニュアル」に基づくDV被害者の安全確保	「DV被害者等対応マニュアル」に基づき関係機関と連携し、DV被害者及び同伴の家族の状況に応じた迅速な安全確保に努める。	たからづかDV相談室
23102	高齢者、障碍(がい)のある人、外国人、性的マイノリティ等相談者及び男性相談者等多様な状況に応じた安全確保	DV被害者が、女性であることで、複合的により困難な状況におかれていることを含めたそれぞれの多様な状況に応じて、関係機関と連携し安全確保の体制を強化する。	たからづかDV相談室
23103	警察との連携	DV被害者の安全確保のため、夜間・休日等の緊急時に対応できるよう警察との連携を深め、支援に必要な情報の共有や手続きの円滑化を推進する。 また、DV被害者の安全確保と不安軽減のため、必要に応じて、同行支援や助言を行う。	たからづかDV相談室

施策の方向（４） DV被害者の自立支援

DV被害を逃れた後の被害者にとっては、心理的ケアのみならず、新しい生活を始めるために、住まいや就労先を探すこと、子どもがいる場合は保育所等への入所等、様々な手続きが必要です。また、警察や司法機関との関わりが必要な場合もあります。

被害者の自立支援については、DV防止法においても、生活保護法、児童福祉法、母子及び父子並びに寡婦福祉法その他の法令に定めるところにより、必要な措置を講じなければならないと定められています。被害者の置かれた状況を理解し、生活支援、心理的ケア、就業支援、住宅確保に向けた支援等について、関係機関が相互に連携して支援を行います。

☆主要な施策

1) 手続きの一元化の推進

事業番号	事業名	事業の内容	担当
24101	手続きの一元化	「DV相談連絡票」を全庁的に活用するとともに、「DV被害者等対応マニュアル」を活用し、DV被害者に必要な様々な手続きについて、一元的に対応できる、いわゆるワンストップサービスを提供するための体制づくりを行う。	たからづかDV相談室
24102	DV被害者への同行支援	DV被害者の必要に応じて、市役所内の関係課及び市役所以外の警察署、公共職業安定所、裁判所等の公的機関等への同行支援を行う。また、警察や弁護士会、法テラス等の司法関係機関との連携に努める。	たからづかDV相談室

2) 生活の支援

事業番号	事業名	事業の内容	担当
24201	必要な手続き等に関する情報提供及び支援	医療保険、年金等の手続きについて、わかりやすく説明する。 また、保護命令、離婚、親権に関する調停等の申し立て方法等、司法手続きについて情報提供や手続き支援を行う。	たからづかDV相談室
24202	生活等の支援	被害者の置かれた状況に合わせ、各関係機関と連携して生活費等の貸付・給付などの生活支援を行う。	たからづかDV相談室
24203	住宅確保に向けた支援	新しい生活を始めるまでの一時的な居住施設として、母子生活支援施設の活用やステップハウスの確保に取り組むとともに、公営住宅の広域活用システム構築について県等に働きかける。	たからづかDV相談室
		市営住宅の入居者募集時に優先申込住宅を設定する。	住まい政策課

事業番号	事業名	事業の内容	担当
24204	就業の支援	<ul style="list-style-type: none"> ・公共職業安定所におけるDV被害者を対象とした取組に関する情報の提供に努め、適性や状況に応じた助言を行う等、きめ細やかに支援を行う。 ・DV防止に関する啓発活動を通じて、DV被害者の就労の促進について企業・団体に理解を求め。 	たからづかDV相談室
		子どものいるDV被害者について、保育所入所が必要な場合、引き続き、保育所への優先的な入所を行う。	保育事業課
24205	心理的ケアの充実	公的な相談機関や、心理的ケアのサポート体制等に関する情報提供を行うことにより、DV被害者の心理的ケアを行う。	たからづかDV相談室
24206	生活困窮者の自立支援	生活に複合的な困りごとを抱えた生活困窮者に対し、経済的自立に向けた就労支援や、日常生活等への相談及び支援を行う。	せいかつ支援課

※新番（24206）の個別事業は、拡充事業として追加します。

3) 子どもに対する支援

事業番号	事業名	事業の内容	担当
24301	子どもの心のケア体制の充実	学校における教員、スクールカウンセラー等による相談、スクールソーシャルワーカーとの連携、及び家庭相談員、地域における民生児童委員、児童福祉施設、保健・医療機関等の協力・連携による継続的なケア等を行う。	たからづかDV相談室
24302	子どもが親と面会する権利の保障	子どもが、親（加害者）と安全に会う権利を保障するための「(仮称)面会センター」の整備について、県に働きかける。	たからづかDV相談室
24303	保育、就学等に関する支援体制の充実	子どものいるDV被害者について、今後も住民票の異動がなくても転校手続きを可能とする等、学校への就学に関する支援を行う。	学事課
24304	情報の適切な管理体制の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・子どもの転校先や居住地等の情報を適切に管理し、子どもの安全確保について、教育機関等に協力を要請する。 ・「要保護児童対策地域協議会」の全市的なネットワークにより、関係機関との連携をさらに強化し、適切な対応を行う。 	学事課 子育て支援課
24305	子どもに対する学習の支援	貧困の連鎖を防止することを目的に生活保護世帯等の生活困窮世帯の小学5年生から高校2年生を対象に、基礎学力及び学習意欲の向上のための学習支援を行う。	せいかつ支援課

※新番（24305）の個別事業は、拡充事業として追加します。

施策の方向（5） DV対策の推進体制

DV対策については、市域を超えた関係機関との連携が不可欠です。今後とも、警察や県、他自治体、民間団体等、様々でかつ広域的な関係機関との連携を強化して取り組めます。また、DV被害者の大多数は女性ですが、男性被害者も存在しています。男性からの相談の他、外国人や障碍（がい）のある人、高齢者等からの相談にも適切に対応し、支援につなげられるように、研修内容を充実させ、さらに専門性の高い人材の育成を行います。

☆主要な施策

1) 関係機関及び市役所内における連携

事業番号	事業名	事業の内容	担当
25101	関係機関との連携	<ul style="list-style-type: none"> ・「市内相談業務担当者等連絡会」のより機能的な組織運営を目指し、ネットワークの強化を進める。 ・広域ネットワークの構築を県に働きかけ、情報の共有化、社会資源の有効活用、相互の協力体制等、市の圏域を超える広域での連携を強化し、それぞれの役割分担を明確にしながら、より機動的で効果的な取組に努める。 ・特に、DV被害者の住居確保のため、公営住宅の広域活用が可能となるよう県に働きかける。 ・専門的な知見を持つ民間支援団体等の協力による研修会の実施、共同で相談対応技術向上のための取組を行う等、連携と協力体制づくりに努める。 ・DV被害者の立場に立って柔軟で機動的な支援を行うことが可能なNPOやボランティア団体に対し、その活動の継続性や安定性に資するための支援を検討する。 	たからづかDV相談室
25102	市役所内における連携の強化	<p>「DV対策推進連絡会議」において、DV被害者等対応に関し、関係各課が相互の連携を図り、DVの防止及び被害者への適切な支援等の取組を推進する。</p> <p>また、個々の事案に応じた対応を行うため、「実務担当者会議」や「ケース検討会議」等、実務的で柔軟な組織を設置し、定期的な会合と迅速かつ的確な対応に努める。</p>	たからづかDV相談室
25103	相談窓口等における秘密保持の徹底	<ul style="list-style-type: none"> ・相談窓口における相談者及び同伴する家族等の情報管理体制を強化し、DV被害者等の安全を確保する。 ・住民基本台帳からの情報に基づき事務を行う部署において、閲覧制限の対象となっているDV被害者の情報の厳正な管理を徹底する。 	たからづかDV相談室 関係各課

事業番号	事業名	事業の内容	担当
		<ul style="list-style-type: none"> ・DV被害者の安全確保のため、DV相談連絡票等の情報の保護と管理を徹底するとともに、相談支援に関わる職員や民間団体等の情報の保護に努める。 ・相談員や関係職員は、情報セキュリティの重要性について共通認識を持って業務を遂行する。 	
25104	苦情処理体制の確立及び周知	DV被害者からの苦情について、適正かつ迅速に対応するための体制を早急に確立する。また、苦情処理体制について、広く市民に周知する。	たからづかDV相談室

2) DV被害者支援に関わる人材育成

事業番号	事業名	事業の内容	担当
25201	相談員等支援者の資質向上	相談員等の支援者の専門性とソーシャルワーク能力を高めるため、DVに関する研修の機会を増やすとともに、関係機関や民間支援団体の職員との交流等、幅広い知見の獲得に努める。また、他自治体の配偶者暴力相談支援センターとの情報交換、相互交流等を通して、相互の相談員等スタッフの能力向上に努める。	たからづかDV相談室
25202	相談員等支援者への支援	支援者の二次受傷やバーンアウトの対応等、職員のセルフケアの観点を含めた研修を実施する。	たからづかDV相談室
25203	職務関係者や関係機関職員等に対する研修の実施	<ul style="list-style-type: none"> ・市役所受付案内業務受託事業者、代表電話担当職員、住民票等発行担当職員等被害者保護等の職務関係者に対し、DVの特性や被害者について配慮すべき事項についての理解を深めるための研修を行い、適切な対応を心がける。特に、対応者の心ない言動によって更に被害者を傷つけてしまうといった二次的被害を与えないよう啓発を行う。 ・学校・幼稚園・保育所等の職員、医療機関や福祉・保健関係者、児童福祉施設関係者を対象とするDVに関する研修やセミナーを実施する。 	たからづかDV相談室 人権男女共同参画課
25204	市職員への研修の実施	職員全員を対象に市職員として、DVに対する正しい理解とDV予防に関する啓発を行うため、様々な研修機会を活用して、DVに関する研修を行う。	たからづかDV相談室 人権男女共同参画課

施策の方向（6）セクシュアル・ハラスメントや児童虐待等の防止

セクシュアル・ハラスメントやストーカー行為は、当事者の基本的人権を深く傷つける人権問題であり、男女共同参画の実現を妨げるものです。最近ではマタニティ・ハラスメントによる被害も顕在化してきており、主に女性に対する様々な形での人権侵害を解消するために、市民や事業者に対して学習や意識啓発を行い、被害の未然防止に取り組めます。

また、最も弱い立場である子どもへの被害を無くすために、児童虐待に関する講座の開催や宝塚市要保護児童対策地域協議会を通じて、児童虐待の早期発見、早期対応を図ります。

☆主要な施策

1) セクシュアル・ハラスメント、ストーカー等の防止

事業番号	事業名	事業の内容	担当
26101	雇用セミナーの実施	市内事業所を対象に、セクシュアル・ハラスメントやパワー・ハラスメント、マタニティ・ハラスメント等の雇用に関する研修を実施する。	商工勤労課 (関係課・関連団体) 商工会議所 雇用促進連絡協議会
26102	性暴力防止に関する学習・啓発	性暴力防止に向けて、セクシュアル・ハラスメント防止等をテーマとする人権講演会を実施するとともに、学校に対して啓発を進める。県及び各団体と連携し、情報発信に努める。	人権男女共同参画課
26103	女性のための相談の実施(再掲)	(11202の再掲)	人権男女共同参画課 (関係課・関連団体) 相談関係各課 各市男女共同参画センター

2) 子どもへの性暴力や児童虐待等の防止

事業番号	事業名	事業の内容	担当
26201	子どもへの性暴力防止に関する学習・啓発	性暴力防止に向けて、人権講演会等により、学習・啓発を進める。	人権男女共同参画課 (関係課・関連団体) 学校教育課
26202	児童虐待防止に関する啓発	児童虐待防止のための講座等を実施する。 ・広報たからづかの特集記事等で啓発する。 ・児童虐待防止市民啓発講座を実施する。	人権男女共同参画課 子育て支援課
26203	宝塚市要保護児童対策地域協議会におけるネットワークの強化	要保護児童(虐待、非行等の要保護児童が対象)の早期発見や適切な保護を図るため、医師会、健康福祉事務所、民生委員児童委員協議会、学校園、保育所、行政関係課、関係機関等で構成した児童福祉法に基づく「宝塚市要保護児童対	子育て支援課 (関係課・関連団体) 関係各課

事業番号	事業名	事業の内容	担当
		策地域協議会」を設置し、ネットワークにより対応する。	
26204	各種相談の実施	・「子ども家庭なんでも相談」 18歳未満の児童の家庭を対象に、家庭相談員が子育てに関する悩み、家庭問題や児童虐待の通報・相談に応じる。 ・「24時間対応電話相談」 地域小規模児童養護施設「御殿山ひかりの家」との連携により24時間対応の電話相談「ハッピートークたからづか」を実施する。	子育て支援課 (関係課・関連団体) 川西こども家庭センター、御殿山ひかりの家
26205	児童虐待防止マニュアルの周知	関係機関の共通認識のため、マニュアルを広く周知し、早期発見、早期対応に繋げる。	子育て支援課
26206	学校保健教育の実施	子どもの発達段階に応じた性教育を実施する。	学校教育課
26207	青少年相談の実施	青少年の健全育成・非行防止についての啓発・相談を行う。	青少年センター
26208	防犯ブザーの貸出し	児童の安全をより確保する方策の一つとして、小・特別支援学校の1～6年生に防犯ブザーを無償で貸与する。	学校教育課
26209	アトム110番連絡所における防犯意識の定着	市内の各家庭、各事業所にプレートの掲示を依頼し、子どもたちの生命を市民の手で守るとともに、防犯に対する市民の意識を高める。	青少年センター
26210	DVと密接に関連して発生する児童虐待対応機関との連携強化	被害の防止、相談ニーズに沿った保護及び自立支援を図るため、相談、保護、自立支援等様々な段階において、緊密に連携しつつ取り組む。	たからづかDV相談室 子育て支援課

※新番(26210)の個別事業は、拡充事業として追加します。

施策の方向(7) リプロダクティブ・ヘルス/ライツと健康づくりの推進

あらゆる世代の女性の性の自己管理、自己決定の尊重を図る観点から、エイズや性感染症など病気についての正しい理解を進めるために、年齢や出産などに応じて身体が大きく変化する母体へのケア等の身体に関する情報提供や健康に関する講座を開催し、知識の習得を図ります。また、生涯にわたり健康に生き生きと過ごせるように、性差医療についての意識啓発や健康づくりの講座等を通じて、自分自身の健康への関心や知識を高めます。

☆主要な施策

1) リプロダクティブ・ヘルス/ライツの尊重

事業番号	事業名	事業の内容	担当
27101	リプロダクティブ・ヘルス/ライツに関する啓発	あらゆる世代の女性の性の自己管理、自己決定の尊重を図るため、情報提供や学習会等を実施する。	人権男女共同参画課 (関係課・関連団体) 市助産師会

事業番号	事業名	事業の内容	担当
27102	両親学級の実施	まもなく親になる人を対象に妊娠中の体の変化、育児、沐浴等について、講義、実習を行う。	健康推進課
27103	性に関する資料の提供	男女共同参画センターにおいて、性に関する図書、資料により情報を提供する。	人権男女共同参画課
27104	思春期健康教育	思春期の男女を対象として、喫煙、飲酒、性をテーマに講義や実習を行う。	健康推進課 学校教育課 (関係課・関連団体) 宝塚市助産師会
27105	啓発冊子等の配布	啓発冊子を各学校園に配布し啓発を行う。	学事課
27106	性に関する学習	養護教諭部会と連携して講演会を実施する。	学校教育課
27107	教育関係者の研修の充実(再掲)	(12102の再掲)	教育研究課
27108	H I V / エイズ、性感染症に関する啓発	H I V / エイズ、性感染症に対する正しい理解や認識を深め、偏見や差別をなくすため、感染予防についての啓発を行う。	人権男女共同参画課 健康推進課 (関係課・関連団体) 健康福祉事務所
27109 【数値目標11】	男女共同参画センターだよりメールマガジンの発行	機関紙等の発行を通して、男女共同参画に関する情報を提供する。	人権男女共同参画課
27110	新生児訪問指導、赤ちゃん訪問指導の実施	生後3か月までの乳児の家庭を訪問し、乳児に対する保健指導や育児相談を実施し、子育て支援情報を提供する。また、産婦の健康相談を行う。	健康推進課
27111	健康、育児相談の実施	妊婦・産婦・乳児・幼児についての健康相談、育児相談を行う。	健康推進課
新規 27112	産後ケアの充実	体調不良などで育児負担が大きい産婦に対して、助産師等が乳房ケアや沐浴、育児指導などを行い、育児の不安や負担の軽減を図る。 令和2年(2020年)10月から医療機関等に委託し、通所型と訪問型を実施する。	健康推進課

【事業番号 27112】令和3年(2021年)「母子保健法」改正に伴い、産後ケア事業と妊産婦及び乳児に対する支援の一体的な実施その他の措置を講ずるよう努力義務とされました。産後ケアの充実を図り、妊娠中から出産後に至る支援を切れ目なく行います。

2) 健康保持のための医療・保健サービスと相談機能の充実

事業番号	事業名	事業の内容	担当
27201 【数値目標12】	健康診査の実施	各種検診等により疾病の早期発見・早期治療に努める。	健康推進課 (関係課・関連団体) 市医師会
27202	健康づくりのための講座	骨づくり・元気づくり教室、健康づくり・介護予防講座、健康大学講座等を実施する。	健康推進課

事業番号	事業名	事業の内容	担当
27203	健康に関する相談の実施	各種検診時の健康相談、成人健康相談、食事で健康づくり相談ほかを随時実施する。	健康推進課
27204	性差医療についての意識啓発	講座やエルコンパス等を活用し、性差医療について意識啓発を行う。	人権男女共同参画課
27205 【数値目標6】	女性のための相談	(11202の再掲)	人権男女共同参画課 (関係課・関連団体) 相談関係各課
27206	自助グループの育成	連続講座終了後に、ニーズに応じて自助グループの育成を行う。	人権男女共同参画課
27207	心身の健康保持のための相談機関の連携	あらゆる相談業務に女性の自立をめざした視点をもりこんだ支援を行うため、相談担当者が相互に連携する。	人権男女共同参画課 (関係課・関連団体) 相談関係各課

※ (27204) の個別事業は、事業統合をしています。

施策の方向(8) 性的マイノリティの人権の尊重

これまで人間の性は男女の性別二元論による異性愛や固定的な性別役割を前提として扱われることが多く、そうした中で性的マイノリティは、様々な葛藤を抱えながら、周囲との違和感や孤立感を深めることがありました。私たちが性の多様性を認識し、性的マイノリティに関する理解を深めることで、お互いに尊重し合える地域社会をつくることは、男女共同参画と人権尊重の観点からも重要です。

性的マイノリティに関する取組の基本的な方向性を示した「ありのままに自分らしく生きられるまち宝塚」に基づき、性的マイノリティに関する講演会の開催など学習や啓発活動を通じて、家庭や学校、職場や地域社会などにおける理解の浸透を図る等、性の多様性を尊重するまちづくりに向けた取組を進めます。

☆主要な施策

1) 性的マイノリティに関する理解の浸透(重点施策)

事業番号	事業名	事業の内容	担当
28101 【数値目標13】	セクシュアルマイノリティの啓発	市民一人ひとり、事業者、医療・福祉関係者、市職員など、対象を絞り込み、きめ細かな網羅的な啓発に取り組む。	人権男女共同参画課
	セクシュアルマイノリティ電話相談の実施	子どもから大人まで誰でも相談できる性的マイノリティに関する相談窓口を設置する。また、子ども向けの相談窓口案内カードを作成し、児童、生徒に配布する。	人権男女共同参画課
	パートナーシップ宣誓制度の拡充	宝塚市パートナーシップの宣誓の取扱いに関する要綱を活用し、生きづらさの解消につなげていく。さらに、市民などの理解が深まるようパートナーシップ制度の周知を図る。	人権男女共同参画課

28102	公文書等の性別表記の見直し	性的マイノリティの人権尊重の観点から、公文書等の性別表記の見直しを行う。	人権男女共同参画課 (関係課・関連団体) 全課
-------	---------------	--------------------------------------	-------------------------------

※ (28101) の個別事業は、拡充事業として、事業を分割しています。

施策の方向 (9) ひとり親家庭への支援

ひとり親家庭においては、収入が比較的低い母親が多いなど、低い世帯収入や格差拡大が課題になっています。市では、令和2年(2020年)から5年間の宝塚市子どもの貧困対策計画を策定し、相対的貧困世帯・生活困難世帯の割合が高いひとり親家庭に対して、ひとり親家庭相談を実施する他、各種手当などの支給を通じて、経済的に困難な状況にある家庭への支援を行います。子どもへの支援としては、家庭環境に関わらず教育の機会が公平に得られるように、学習支援や奨学金の支給等による支援を行い、貧困の世代間連鎖を断ち切るための取組を進めます。また、このような施策に関わる情報がひとり親家庭に確実に届くよう、窓口等での一元的な情報提供を充実させます。

☆主要な施策

1) ひとり親家庭の自立と生活安定の推進

事業番号	事業名	事業の内容	担当
29102	母子家庭等医療費助成	母子家庭、父子家庭に対して医療費の一部を助成する。(所得制限有)	医療助成課
29103	児童扶養手当の支給	父又は母と生計を共にできない児童が養育されている家庭の生活の安定と自立を助けるために、児童の母又は父や、父母に代わってその児童を養育している者に支給する。父又は母がいても極めて重度の障碍(がい)がある場合には支給する。(所得制限有)	子育て支援課
29104	住宅確保に向けた支援	(24203の再掲)	住まい政策課
29105	母子・父子・寡婦・寡夫家庭相談の実施	母子家庭の母、父子家庭の父の生活や就労等の相談に応じる。また、支援に関する様々な情報を提供する。	子育て支援課
29106	高等職業訓練促進給付金等の支給	母子家庭の母、父子家庭の父の訓練受講中の生活の安定を図るため、養成機関で修業する場合に一定期間「高等職業訓練促進給付金等」を支給し、生活費の負担を軽減する。(支給対象者、対象資格の指定等要件有)	子育て支援課
29107	自立支援教育訓練給付金の支給	母子家庭の母、父子家庭の父が自主的に行う職業能力の開発を推進するため、指定する教育訓練講座を受講した場合、受講費の一部を支給する。(対象要件有)	子育て支援課

事業番号	事業名	事業の内容	担当
新規 29108	ひとり親家庭生活・学習の支援	子どもの貧困対策の一環として、児童扶養手当を受給している家庭に属する中学2、3年生を対象に年間を通じた通塾による学習支援を行い、高校進学を後押しする。	子育て支援課
新規 29109	ひとり親および離婚等を考えている子育て家庭に対する法律相談の実施	ひとり親家庭及び離婚を考えておられる母子又は父子を対象に、養育費や財産分与といった経済的な問題及び、面会交流、親権といった子どもとの関わり方等の問題について、母子・父子自立支援員の事前聴取を経た上で、専任の弁護士による無償の法律相談を実施し、助言を行う。	子育て支援課
29110	子どもに対する学習の支援（再掲）	（24305 の再掲）	せいかつ支援課

【事業番号 29108～29110】平成30年（2018年）には、生活困窮者自立支援法が改正され、生活困窮世帯に対する包括的な支援体制の強化、生活保護世帯の子どもの大学等への進学支援を行い、貧困の連鎖を防止するため、取組を進めています。

※欠番（29101）の個別事業は、制度廃止によるものです。

施策の方向（10）高齢者・障害（がい）のある人、外国人等への生活

本市における高齢化率（全人口に占める65歳以上の割合）は年々上昇し、これに伴いひとり暮らしや高齢者のみの世帯も増加する見込みです。このような現状も踏まえて、高齢者にやさしいまちづくりをめざすエイジフレンドリーシティの取組を進めます。

障害（がい）者福祉では、様々な社会資源を活用しながら地域でともに暮らす、共生社会づくりが求められています。高齢者や障害（がい）のある人が地域から孤立することなく、また、介護者が追いつめられて虐待等に至らないように、本人や介護者の負担軽減となる取組を進めます。

また、市内には3,073人（令和3年（2021年）1月末現在）の外国人が居住しています。これら外国人が言語や習慣、文化などの違いから地域とのつながりが希薄になるなど、生活上の困難や疎外感が生じないように支援の取組を進めます。

この他にも様々な理由による人権上の課題があり、さらに女性であることで、複合的により困難な状況に置かれることがないように、あらゆる人の人権尊重の観点からの配慮を行い、施策を推進します。

☆主要な施策

1) 高齢者・障害（がい）のある人・外国人等への生活支援

事業番号	事業名	事業の内容	担当
210101	包括的支援	高齢者が住み慣れた地域において安心して生活できるよう、地域包括支援センターにおいて、高齢者等の介護や健康等に関する多様な相談に応じるとともに、必要に応じて適切な機関、制度、サービスにつなぎ、継続的・包括的支援を行う。	高齢福祉課 (関係課・関連団体) 地域包括支援センター7か所
210102	エイジフレンドリーシティの推進	エイジフレンドリーシティ宝塚行動指針(令和3年度策定)に基づき取組を推進する。	地域福祉課 政策推進課
210103	相談支援	地域生活支援拠点等の整備をはかり地域に根付いた相談支援活動を展開するため、さらに2か所の委託相談支援事業所を加え(計7か所)、市内7ブロック毎の委託相談支援事業所を設置する。	障害（がい）福祉課 (関係課・関連団体) 社会福祉法人宝塚市社会福祉協議会 社会福祉法人宝塚さざんか福祉会 社会福祉法人希望の家 社会福祉法人聖隷福祉事業団 一般財団法人宝塚市保健福祉サービス公社
210104	障害（がい）のある人の権利擁護の支援	高齢者・障害（がい）者権利擁護支援センターにおいて、障害（がい）のある人の権利擁護に関する総合的な支援を行う。	障害（がい）福祉課
210105	自立支援	福祉サービスの基盤整備を図り、障害福祉サービス等の提供により、地域での生活を支援する。	障害（がい）福祉課 (関係課・関連団体) 社会福祉法人宝塚市社会福祉協議会 社会福祉法人宝塚さざんか福祉会 社会福祉法人希望の家 社会福祉法人聖隷福祉事業団 一般財団法人宝

事業番号	事業名	事業の内容	担当
			塚市保健福祉サービス公社
210106	地域生活の支援	移動支援、日常生活用具（移動用リフト、住宅改修費等）の給付や、意思疎通支援（手話通訳者派遣等）を行うことで、地域での生活を支援する。	障碍（がい）福祉課
210107 【数値目標10】	外国人のための相談及び情報提供	相談者の置かれた状況に合わせ、外国人相談室等事業として外国人市民等の生活相談と日本語学習を実施する。また、多言語ホームページによる情報提供を実施する。	文化政策課 (関係課・関連団体) 宝塚市国際交流協会
210109	異文化相互理解の推進	異文化相互理解事業として韓国・朝鮮をはじめとするアジア諸国と相互理解を深めるため、講演会、外国語講座、外国人日本語スピーチ大会等を実施する。	文化政策課 (関係課・関連団体) 宝塚市国際交流協会 宝塚市外国人市民文化交流協会
210110	生活困窮者の自立支援（再掲）	(24206の再掲)	せいかつ支援課

※欠番（210108）の個別事業は、事業統合によるものです。

※新番（210110）の個別事業は、拡充事業として追加します。

基本方針	Ⅲ	ワーク・ライフ・バランスの推進と個性と能力を発揮できるまちづくり
-------------	----------	---

日本全体で急激な人口減少と少子高齢化が進む中、本市においても持続可能な地域社会を創ることは喫緊の課題です。国では、女性活躍推進法の下、職業生活における女性の活躍を推進するため、企業に対するインセンティブの付与をはじめ、希望に応じた多様な働き方への支援、男性の家事・育児等の家庭生活への参画、職業生活と家庭生活の両立のための環境整備等の施策に取り組むこととなっており、地方自治体にも必要となっています。

女性も男性も育児、介護など人生の様々なステージを通じて、多様な生き方が選択できるよう、長時間労働等の男性型の働き方等の見直しのための取組や、子育て・介護の支援の充実等により、市民、事業者とも連携・協力しながらワーク・ライフ・バランスを推進します。

働く権利は、基本的人権として保障されており、性別や婚姻、家族状況によって差別されてはなりません。しかしながら、現実には、わが国の女性の労働には、子育て後に再就職するという中断型労働（いわゆるM字型カーブ）、男性よりも非正規労働に占める割合が高い、男女の賃金格差、女性の管理職への登用が少ない等の問題があることから、女性の労働環境の整備、支援に取り組みます。

男女共同参画社会は、多様な生き方を尊重し、すべての人が職場、地域、家庭等あらゆる場面で活躍できる社会であり、男性にとっても暮らしやすい社会です。長時間労働の見直し、介護の問題等の課題に対応するためにも、男性の男女共同参画への理解の浸透を進めます。

国ではさらなる女性の活躍に向けて、令和2年（2020年）までに指導的地位に占める女性の割合を30%に向上させることを目標に取り組んでいます。本市においても審議会等の委員や地域における各種委員などあらゆる分野において、女性がさらに活躍できるように取り組みます。

施策の方向（1）	ワーク・ライフ・バランスの理解促進
-----------------	--------------------------

仕事と生活の調和がとれた豊かな地域社会を目指して、市内事業所に対して、ワーク・ライフ・バランスへの理解を求めるほか、両立支援を実施している市内外の事業所の取組事例を紹介し理解の浸透を図ります。入札参加資格者名簿登録業者には、アンケートの実施等を通じて、女性の積極的な登用と女性も男性も働きやすい環境整備への理解を進めます。また、女性の活躍を推進するために、入札制度における男女共同参画に関する評価項目の見直しの検討を行います。

本市は、次世代育成支援対策推進法に定める特定事業主として、同法及び女性活躍推進法に基づく「特定事業主行動計画」を策定し、同計画に掲げる取組によりワーク・ライフ・バランスを推進する立場にあり、その取組状況を市民に公表します。また、女性活躍推進法に基づく「女性活躍推進計画」を策定し、同計画に掲げる取組を推進します。

☆主要な施策

1) 男女の多様な働き方に向けた理解の浸透と啓発の推進(重点施策)

事業番号	事業名	事業の内容	担当
31101 【数値目標14】	ワーク・ライフ・バランスに関する啓発講座の実施	ワーク・ライフ・バランス(仕事と生活の調和)の推進のための啓発講座を実施する。	人権男女共同参画課
31102 【数値目標3、14】	出前講座等の実施(再掲)	(11104の再掲)	人権男女共同参画課
31103	事業者への啓発	関係機関と協力して、事業者に対して、講座、研修により、育児休業・介護休業制度等に関する啓発を行う。	人権男女共同参画課 商工勤労課 (関係課・関連団体) 商工会議所 雇用促進連絡協議会
31105	市民、事業者への働き方の見直しに関する啓発	仕事と家庭や地域での生活との両立の観点に立った働き方の見直しを促すための意識啓発を行う。	商工勤労課 (関係課・関連団体) 商工会議所 雇用促進連絡協議会
31106	入札制度における男女共同参画に関する評価項目の見直し	事業者に、男女共同参画の取組の実効性を確保させるため、入札制度における評価項目の見直しを検討する。	契約課 人権男女共同参画課

※欠番(31104)の個別事業は、事業統合によるものです。

2) 市自らの取組

事業番号	事業名	事業の内容	担当
31201	女性活躍推進法及び次世代育成支援対策推進法に基づく「特定事業主行動計画」の推進	女性活躍推進法及び次世代育成支援対策推進法に基づく「特定事業主行動計画」に掲げる取組を推進する。	人材育成課 (関係部局) 消防本部 選挙管理委員会 事務局 監査委員事務局 ・公平委員会 ・固定資産評価審査委員会 ・農業委員会 ・教育委員会 ・議会事務局 上下水道局 市立病院

事業番号	事業名	事業の内容	担当
31202	女性活躍推進法に基づく「女性活躍推進計画」の推進	男女共同参画推進検討会において、ワーク・ライフ・バランスの理解の推進に向けて連携を図る等、女性活躍推進法に基づく「女性活躍推進計画」に掲げる取組を推進する。	人権男女共同参画課

施策の方向（２） 女性の労働環境の整備と支援

近年パート、アルバイト、派遣社員などの非正規雇用労働者が増加し、不安定な雇用環境や低い賃金などが社会的な問題になっています。非正規雇用労働者の割合は、男女ともに増加していますが、女性の方がその割合が高いこと等から、その労働環境の改善についての意識啓発、学習を進めます。

また、働き方が多様化する中、女性の雇用・就業・起業支援として、チャレンジ支援コーナーを充実させ、近隣市や関係機関で行われる講座等の情報を積極的に提供します。就労を希望する女性がステップアップを図れるように、就業支援セミナー等を開催して女性の就業や再就職の支援に取り組みます。

☆主要な施策

1) 非正規雇用の労働環境の改善

事業番号	事業名	事業の内容	担当
32101	パートタイマー等の労働環境の改善についての意識啓発、学習支援	市内の事業所や市民に対しセミナーなどを実施する。	人権男女共同参画課 商工勤労課 (関係課・関連団体) 商工会議所 雇用促進連絡協議会
32102	雇用セミナー(再掲)	(26101の再掲)	商工勤労課 (関係課・関連団体) 商工会議所 雇用促進連絡協議会
32103	労働実態調査	市民や市内事業所に対し、労働実態調査を行う。	商工勤労課

2) 女性の雇用・就業・起業等のための支援

事業番号	事業名	事業の内容	担当
32201	雇用セミナー(再掲)	(26101の再掲)	商工勤労課 (関係課・関連団体) 商工会議所 雇用促進連絡協議会

事業番号	事業名	事業の内容	担当
32202	事業者への啓発 (再掲)	(31103 の再掲)	人権男女共同参画課 商工勤労課 (関係課・関連団体) 商工会議所 雇用促進連絡協議会
32203	雇用・就業、起業等に関する講座	雇用・就業、起業等に関する講座を実施する。	人権男女共同参画課 (関係課・関連団体) 商工会議所
32204 【数値目標15】	農業従事者に対する啓発	農業従事者に対し、農会等で、家族経営協定の制度を周知し、締結を推進する。	農政課
32205	チャレンジ支援コーナーの充実	男女共同参画センターにチャレンジ支援コーナーを設け、国、県、県民局、近隣男女共同参画センター、民間団体等の資格取得等に関するチラシ等を配置するなどにより、女性の就業、再就職等を支援する。	人権男女共同参画課 (関係課・関連団体) 商工会議所
32206	女性の労働実態や法律・制度、資格取得や職業訓練に関する情報提供	女性の労働に関する図書や資料等を市民に情報提供する。	商工勤労課
32207	起業相談の実施	女性のための起業相談を実施し、起業したい女性、すでに起業している女性がぶつかる様々な問題に対して、助言・指導する。	人権男女共同参画課 (関係課・関連団体) 商工勤労課 商工会議所
32208	女性のための相談 (再掲)	(11202 の再掲)	人権男女共同参画課
32209	ワークサポート宝塚の運営	女性の就労に関する相談を実施するほか、合同就職説明会を開催する。	商工勤労課
新規 32210	「新しい働き方」の取り入れと定着に向けての啓発	テレワークや時差勤務などの「新しい働き方」の導入や定着に向けて、関係機関と連携し、事業所等に対して積極的な情報提供やセミナーを実施する。	商工勤労課

【事業番号 32210】新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、テレワークや時差出勤、オンライン会議等、多様な働き方の導入が急速に進んでいます。一方で、コロナ禍は、特に女性の雇用へ影響しており、今まで以上に支援を行う必要があります。

※新番(32210)の個別事業は、新規事業として追加します。

施策の方向（3）男性の家事・育児・介護等への主体的な関わりの促進

男女共同参画社会基本法の第6条では、家族を構成する男女が相互に協力して子育てや介護等にあたる事が明記されており、女性が出産・育児・介護などの理由によって仕事を断念することがなく、各々の個性と能力を十分発揮できる男女共同参画社会の実現のためには、男性が積極的に家事・育児・介護等を担うことが欠かせません。国際的に見ても日本の男性は長時間労働の傾向が強く、家事・育児・介護等への関与が少ない結果となっており、6歳未満の子どもを持つ夫の場合、家事・育児に関する時間は1日1時間程度となっています。

すべての女性の活躍促進と男性の個性と能力を発揮するためにも、男性の男女共同参画に関する理解の促進に取り組みます。

☆主要な施策

1) 男性の家事・育児・介護等への主体的な関わりの促進(重点施策)

事業番号	事業名	事業の内容	担当
33101 【数値目標16、17、18、19】	男性の家事・育児・介護への主体的な関わりを促す学習	男性の家事・育児・介護への主体的な関わりの促進と、それを支える社会意識や社会環境の整備に向けての学習・啓発を実施する。また市内男性育児グループと連携し、取組を推進する。	人権男女共同参画課
33102	両親学級の実施(再掲)	(27102の再掲)	健康推進課 (関係課・関連団体) 市助産師会
33103	家庭教育推進事業(再掲)	(12105の再掲)	子ども家庭支援センター

※欠番(33104)の個別事業は、事業統合によるものです。

施策の方向（4）子育て・介護支援の充実

男女共同参画をめぐる法的な整備は着実に整ってきてはいるものの、実際には、出産や子育て期には女性の方が離職し子育てに従事するなど、女性の労働力が一時的に低下する傾向は、まだ十分改善されているとは言えません。子育てと就労の両立のために、保育所等の保育施設の整備や、孤立しがちな子育て世帯を支援するための病児・病後児保育、休日保育など柔軟な支援の取組を進めます。また、高齢化が急速に進行している今日では、子育てだけでなく介護の問題に直面し、女性も男性も仕事の中断や退職に至るケースが生じています。各々が自分のライフステージに応じて、自分らしく働き、生活との調和が図れるように、子育てや介護の支援を充実させます。

☆主要な施策

1) 子育て支援策の充実

事業番号	事業名	事業の内容	担当
34101	保育施策の推進 (保育所の整備・運営、多様な保育サービス、地域子育て支援センター事業)	<ul style="list-style-type: none"> ・保育ニーズに的確に応えるために、保育所を整備・運営する。 ・保護者の生活実態やニーズを踏まえ、産休明け保育、延長保育、休日保育、病児保育、一時保育(一時預かり)等の多様な保育サービスを実施する。 ・保育所の専門的な機能や施設を地域の子育て支援に活用する。 	保育企画課 (関係課・関連団体) 認可保育所
34102	ファミリーサポートセンター事業	子育ての援助を行いたい人(提供会員)と援助を受けたい人(依頼会員)がお互い会員となり、保育所や地域児童育成会の送迎や保護者の病気、急用、リフレッシュの時の預かりなど、地域での相互援助活動を支援する。ひとり親家庭などには、特に配慮をもってコーディネートする。	子ども家庭支援センター
34103	放課後児童健全育成事業	保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童に対し、授業の終了後に小学校の余裕教室等を利用して適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図る。	青少年課
34104	児童館における子育て推進(児童館運営事業)	<ul style="list-style-type: none"> ・地域の子どもたちが気軽に立ち寄り、安心して過ごせる場、乳幼児とその親が集う場、地域の世代間交流の場として、コミュニティの7つのブロック毎に児童館及び子ども館を運営する。 ・中高校生の居場所として、また地域児童館を統括し全市域的に児童を育成する要として大型児童センターを運営する。 ・児童館のない各小学校区へ児童厚生員が出向き、より身近な地域で児童の健全な遊びの場の提供、遊びの指導、親子の居場所の提供を行う。 	子ども家庭支援センター
34105	子ども家庭支援センター事業	<ul style="list-style-type: none"> ・概ね0～3歳までの親子交流の場の提供、子育て相談、子育て情報の提供、親子育てグループの支援を実施する。 ・子育て支援の中核的施設として、子育て総合コーディネーターを配置し、全市域の子育て支援施策のマネジメントの役割を担う。 	子ども家庭支援センター
34106	産後・育児支援ヘルパー派遣事業	産後の体調不良のため家事や育児が困難な家庭、多胎児や低出生体重児を出産した家庭、また、養育に支援が必要とされる家庭にホームヘルパーを派遣し、産後の家事負担を軽減し体を休め安心して子育てができる環境を整備する。 (対象：産後8週間以内で15回、多胎児・低出	子ども家庭支援センター

事業番号	事業名	事業の内容	担当
		生体重児は1年まで30回)	

2) 介護支援策の充実

事業番号	事業名	事業の内容	担当
34201	包括的支援(再掲)	(210101の再掲)	高齢福祉課 (関係課・関連団体) 地域包括支援センター7か所
34202	高齢者の権利擁護の支援	高齢者・障害(がい)者権利擁護支援センターにおいて、高齢者の権利擁護に関する総合的な支援を行う。	高齢福祉課 (関係課・関連団体) 社会福祉法人宝塚市社会福祉協議会
34203	地域包括ケアの推進	<ul style="list-style-type: none"> ・高齢者の見守りや介護する家族等への支援等を行うため、施設整備や在宅サービスの充実を図る。 ・在宅サービスや地域密着型サービス事業所がさらに充実するよう、応募事業者が増えるような公募の方法を検討する。 	高齢福祉課 介護保険課

施策の方向(5) あらゆる分野への女性の活躍促進

政策・方針決定の場への女性の参画を促進するためには、日頃から市政を身近に感じてもらうことが必要です。市の計画や方針等に対して、その策定段階で市民が意見を述べることのできるパブリック・コメント制度に関する啓発を行う他、審議会委員への女性の参画の促進や市民公募委員における女性の積極的な登用を図ります。

様々な分野における女性の参画を促進するため、地域で男女共同参画を推進するキーパーソンとしての「地域における男女共同参画推進リーダー」の設置・活用に向けて取り組むほか、これまで男性中心の組織や運営形態であった防災・災害復興等の施策については、女性の視点を重視し、女性の参画を進めることで、地域の安心・安全施策を充実させます。

☆主要な施策

1) 政策・方針決定の場への女性の参画の促進

事業番号	事業名	事業の内容	担当
35101	パブリック・コメントへの参加のための意識啓発	市の実施機関が実施するパブリック・コメントの管理・運用を行う。	市民相談課
35102 【数値目標 21、22、23】	審議会等委員への女性の参画促進	クオータ制に基づき、全ての審議会等への女性の参画を促進する。 審議会等(ただし、法律・附属機関設置条例・	人権男女共同参画課 (関係課・関連団体)

		その他の条例等に基づくもの)における女性委員の参画率が、審議会等全体として、また個々の審議会等において、40%以上60%以下となるようにする。	審議会等所管課
35103	人材情報の整備	審議会等への女性の参画促進に活用するため、社会の様々な分野で活躍する女性の人材を広く発掘するとともに、情報を収集・整備する。	人権男女共同参画課 政策推進課
35104 【数値目標24】	女性職員の管理職への登用の推進	市政等に関わる政策・方針決定過程への女性の参画を推進するため、女性職員（行政職給料表適用者）の管理職への登用を推進する。	人材育成課 職員課

2) 様々な分野における女性の参画の促進(重点施策)

事業番号	事業名	事業の内容	担当
35201	地域団体への啓発	地域団体等に対し、管理的指導的立場への女性の積極的登用について啓発し、協力を要請する。	市民協働推進課 (関係課・関連団体) 自治会 まちづくり協議会
35202 【数値目標25】	地域における男女共同参画推進リーダーの育成	地域における男女共同参画リーダーを育成するための講座を実施する。	人権男女共同参画課 (関係課・関連団体) 市民協働推進課 自治会 まちづくり協議会
35203	市民力開発講座の実施	市民力を引き出し、市民との協働による男女共同参画社会づくりを推進することを目的とした講座を実施する。	人権男女共同参画課 (関係課・関連団体) 市民協働推進課 自治会 まちづくり協議会
35204 【数値目標26】	市民企画支援、市民活動支援、利用グループ等活動の支援	<ul style="list-style-type: none"> ・男女共同参画社会実現に向けた市民の企画する講座等を支援する。 ・男女共同参画社会づくりに向けての市民活動を支援するため、センターフェスティバル、各種講座等を実施する。 ・男女共同参画センターで活動するグループ等の活動を支援する。 	人権男女共同参画課
35205 【数値目標27】	講座・講演会開催にともなう一時保育の実施	講座・講演会を開催する場合には一時保育を実施する。	全課 関係団体
35206	防災・災害復興に関する施策立案への女性の参画	市防災会議及び市国民保護協議会への女性の参画促進に努める。また、インクルーシブ防災(みんなで備える防災)の観点も踏まえ、防災計画への男女共同参画の視点の反映に努める。	総合防災課

事業番号	事業名	事業の内容	担当
35207	自主防災組織における男女共同参画促進	自主防災組織における男女共同参画を促進するため、自主防災訓練、自主防災リーダー研修会、防火教室等を実施する。	予防課
新規 35208	防災セミナーの実施	男女共同参画の視点だけでなく、障碍（がい）者、高齢者、外国人、性的マイノリティなど、様々な視点を取り入れたセミナーを実施する。	人権男女共同参画課 地域福祉課 総合防災課
新規 35209	「災害対応力を強化する女性の視点～男女共同参画の視点からの防災・復興ガイドライン～」の活用	男女共同参画の視点からの防災・復興ガイドラインを活用し、女性の視点に立った災害備蓄や避難所等での性暴力被害防止等の取組を進め、子どもや若者、高齢の方、障碍（がい）のある方、性的マイノリティの方等、多様な方々へ配慮した災害対応力を強化する。	人権男女共同参画課 総合防災課

【事業番号 35302～35304】大規模災害の発生時は、とりわけ女性や子ども、脆弱な状況にある人々がより多くの影響を受けることが指摘されています。非常時には、平常時における固定的な性別役割分担意識を反映して、増大する家事・育児・介護等の家庭責任の女性への集中や、DVや性被害・性暴力が生じるといった傾向があり、ジェンダー課題が複雑・多様化しています。したがって、男女共同参画の視点を取り入れた防災への取組が必要とされています。

※新番（35208）（35209）の個別事業は、新規事業として追加します。

基本方針	IV	男女共同参画社会実現のための総合的推進
------	----	---------------------

本市では平成6年(1994年)「男女共同参画宣言都市」の指定を受け、平成14年(2002年)には「宝塚市男女共同参画推進条例」を制定するなど、積極的に男女共同参画社会実現に向けた取組を推進してきました。

引き続き、この取組を着実に進めるため、あらゆる分野において男女共同参画の視点に立って関連施策を企画・立案・実施するとともに、市自らが男女共同参画推進の牽引役を果たすなど、市役所が一体となって取り組みます。その際には、協働の観点から市民、団体、事業者等とともに取り組むと同時に、国、県、他自治体、関係機関と連携・協力して取り組みます。また、男女共同参画施策所管課が中核となって、職員研修等により職員の意識を高めるとともに、市役所内の連携・調整を行います。

男女共同参画センターの運営については、市と指定管理者が連携・協力することにより、男女共同参画社会実現のための拠点としての機能をさらに充実させます。

また、計画をより一層推進するため、数値目標の設定、その達成状況の把握など、計画のより着実な進行管理を行い、その推進状況について広く公表します。

施策の方向 (1) 市民・事業所等との連携による施策の推進

市民・事業者の男女共同参画に関する着実な理解や行動を把握し、課題を研究するために、定期的に市民意識調査を実施する他、事業者に対しては労働実態調査を通じて、男女共同参画の視点からの取組の推進に活用します。また各種統計調査等において、男女別による統計を行い、計画や方針等の改善に役立てます。

☆主要な施策

1) 計画の進行管理

事業番号	事業名	事業の内容	担当
41101	目標達成状況の検証	数値目標等の達成状況を把握するなどにより、プランの推進状況を把握する。	人権男女共同参画課

2) 市民意識調査や事業所等における課題の研究

事業番号	事業名	事業の内容	担当
41201	男女共同参画施策の推進に必要な男女別統計の実施	男女共同参画施策推進に必要な統計に関しては、できる限り男女別統計を実施する。	人権男女共同参画課 (関係課・関連団体) 関係各課
41202	市民意識調査の実施	市民の意識と実態を把握するため、定期的に調査を実施する。	人権男女共同参画課
41203	労働実態調査の実施(再掲)	(32103の再掲)	商工勤労課

施策の方向（2）男女共同参画センターの充実

男女共同参画センターの周知度を上げて、講座への参加や学習交流室の使用等の市民の利用をさらに促進するために、情報誌やインターネットを活用して情報発信を行います。センターの利用グループ等への活動支援を行い、グループ活動の活性化に取り組みます。また、指定管理者制度の利点を活かして、市民サービスのさらなる向上に努め、市民企画による講座開催や情報コーナーの充実などを行い、男性も含めた多様な人々による市民活動を促進します。

☆主要な施策

1) 男女共同参画センターの拠点機能の充実

事業番号	事業名	事業の内容	担当
42101 【数値目標 4、28、29】	男女共同参画センターの拠点機能の充実	男女共同参画社会実現を目指す拠点としての男女共同参画センターの運営と事業を充実させる。	人権男女共同参画課
42102 【数値目標 28、29】	男女共同参画センターの運営への市民参画の促進	男女共同参画センターの運営への市民参画を促進する。「利用登録グループ連絡交流会」での意見交換会、「利用満足度調査」によるアンケート調査を通して、広く市民の方の意見や要望をセンターの運営に反映する。	人権男女共同参画課
42103 【数値目標11】	男女共同参画センターだよりメールマガジンの発行(再掲)	(27109の再掲)	人権男女共同参画課
42104 【数値目標 30、31】	情報・図書コーナーの充実	男女共同参画センターの情報・図書コーナーにおいて、男女共同参画に関する図書等の情報を収集・提供する。	人権男女共同参画課

施策の方向（3）庁内推進体制の充実

学識経験者や市民公募委員などから構成される男女共同参画推進審議会において、定期的に男女共同参画プランの進捗状況の点検評価を行い、施策評価に反映させるとともに、市民へ公表します。

また、市自らが率先して男女共同参画を推進するために、セクシュアル・ハラスメント防止など男女共同参画に関する研修を充実させ、職員全体の意識啓発を図ります。庁内の各部局に配置されている男女共同参画推進リーダーの役割のさらなる充実と実効性を高めるとともに、女性職員のさらなる参画を促し、全庁的に男女共同参画を推進します。ワーク・ライフ・バランスの実現には、女性職員に限らず、男性職員の育児休業等の取得促進や長時間勤務の是正等への取組を進めます。女性職員の活躍促進の観点からは、女性職員の管理職の登用を積極的に進め、結果を市民に公表します。

☆主要な施策

1) 男女共同参画推進審議会等の機能の充実

事業番号	事業名	事業の内容	担当
43101	「宝塚市男女共同参画推進審議会」の機能の充実	「宝塚市男女共同参画推進審議会」の機能を充実させる。	人権男女共同参画課 (関係課・関連団体) 全課
43102	「男女共同参画推進検討会」による庁内推進	「男女共同参画推進検討会」において、男女共同参画の推進に関する施策の策定及び推進、部局間の調整を行う。	人権男女共同参画課

2) 市自らの男女共同参画の推進(重点施策)

事業番号	事業名	事業の内容	担当
43201 【数値目標 32、33】	市職員研修の充実	階層別研修、人権問題職場研修、男女共同参画に係る講演会等を実施する。	人材育成課 人権男女共同参画課
43202 【数値目標24】	女性職員の管理職への登用の推進(再掲)	(35104の再掲)	人材育成課 職員課
43203 【数値目標34】	職域において性別に偏らない採用の推進	あらゆる職種において、性別にとらわれない採用を推進する。	人材育成課 職員課 消防本部・総務課 市立病院
43204 【数値目標35】	女性活躍推進法及び次世代育成支援対策推進法に基づく特定事業主行動計画の推進(再掲)	(31201の再掲)	人材育成課 (関係部局) 消防本部 選挙管理委員会 事務局 監査委員事務局・公平委員会・ 固定資産評価審査委員会・農業 委員会・教育委員会・議会事務局 上下水道局 市立病院
43205	女性活躍推進法に基づく「女性活躍推進計画」の推進	(31202の再掲)	人権男女共同参画課

事業番号	事業名	事業の内容	担当
43206	職員に対するセクシュアル・ハラスメント防止・相談体制の充実	宝塚市職員の人権を尊重し、すべての職員が平等で、明るく、働きやすい職場作りを目指してセクシュアル・ハラスメント及びパワー・ハラスメント、マタニティ・ハラスメントの防止及び排除のための措置並びにセクハラ及びパワハラに起因する問題が生じた場合に適切に対応する。	人材育成課
43208	男女共同参画推進リーダーの配置・活用	市役所内の男女共同参画を推進するため、男女共同参画推進リーダーを配置、活用する。	人権男女共同参画課

※欠番（43207）の個別事業は、事業統合によるものです。

数値目標

数値目標番号	重点施策	個別事業番号	指標	担当	目標数値 (前期終了の R3.3.31時点)	目標数値 (後期終了の R3.3.31時点)
1		11103 11104 11105	「男は仕事、女は家庭」という考え方に反対する市民の割合	人権男女共同参画課	60%	60%
2	★	11103 11201	男女共同参画センター主催講座の参加者数(年間)	人権男女共同参画課	2,000人	2,000人
3	★	11104 31102	事業所に対する出前講座の実施回数(年間)	人権男女共同参画課	5回	5回
4		11105 42101	男女共同参画センターを知っている市民の割合	人権男女共同参画課	50%	50%
5		11105	男女共同参画プランを知っている市民の割合	人権男女共同参画課	75%	75%
6		11202 27205	男女共同参画センターにおける女性のための相談件数(年間)	人権男女共同参画課	1,050件	1,200件
7		12102	保育士・幼稚園教諭に対する男女共同参画に関する研修の開催回数(年間)	幼児教育センター 保育企画課	2回	2回
8		21106	デートDV予防教室(中学、高校)の開催回数(年間)	人権男女共同参画課	6回	7回
9		210107	外国人のための相談件数(年間)	文化政策課	60件	100件
10	★	22103 22104 22105	DV相談室における相談件数(年間)	たからづかDV相談室	増加	増加
11		27109 42103	メールマガジンの購読登録数	人権男女共同参画課	800人	1000人
12		27201	マンモグラフィー(乳がん検診)の受診率※1	健康推進課	50%	50%
13	★	28101	性的マイノリティに関する市民啓発事業の開催回数(年間)	人権男女共同参画課	4回	3回※2
14	★	31101 31102	ワーク・ライフ・バランスに関する講座の開催回数(年間)	人権男女共同参画課	1回	1回
15		32204	家族経営協定締結戸数	農政課	5戸	5戸
16	★	33101	男女共同参画センターにおける男性対象講座の参加者数と定員充足率(年間)	人権男女共同参画課	90人 100%	90人 100%
17		33101	家事において男女の不平等感を感じない市民の割合	人権男女共同参画課	40%	40%
18		33101	育児において男女の不平等感を感じない市民の割合	人権男女共同参画課	40%	40%
19		33101	介護において男女の不平等感を感じない市民の割合	人権男女共同参画課	40%	40%
20		35201	自治会長に占める女性の割合	市民協働推進課	増加	増加
21		35102	審議会等委員(法律・附属機関設置条例・その他の条例等に基づくもの)に占める女性の割合	審議会等所管課	40~60%	40~60%
22		35102	女性委員のいない審議会等(法律・附属機関設置条例・その他の条例等に基づくもの)の数	審議会等所管課	0	0
23		35102	審議会等(法律・附属機関設置条例・その他の条例等に基づくもの)の会長(同相当職)に占める女性の割合	人権男女共同参画課	30%	30%
24	★	35104 43202	市役所の管理職に占める女性の割合	人材育成課 職員課	30%	30%

数値目標番号	重点施策	個別事業番号	指標	担当	目標数値 (前期終了の R3.3.31時点)	目標数値 (後期終了の R8.3.31時点)
25	★	35202	地域における男女共同参画推進リーダーの人数	人権男女共同参画課	10人	10人
26		35204	男女共同参画センターの利用グループ数	人権男女共同参画課	90団体	90団体
27		35205	男女共同参画センターにおける一時保育付き講座の開催回数(年間)	人権男女共同参画課	全て	全て
28		42101 42102	男女共同参画センターの利用者数(年間)	人権男女共同参画課	増加	増加
29	★	42101 42102	男女共同参画センター利用者総数に占める男性の割合	人権男女共同参画課	25%	25%
30		42104	男女共同参画センターの情報コーナーの図書の貸出率	人権男女共同参画課	60%	60%
31		42104	男女共同参画センターの情報コーナーの利用登録者数	人権男女共同参画課	1,800人	1,800人
32		43201	男女共同参画に関する研修の開催回数	人材育成課 人権男女共同参画課	5回	5回
33	★	43201	性的マイノリティに関する職員研修の開催回数(年間)	人材育成課 人権男女共同参画課	6回	3回※2
34		43203	市役所の新規採用者に占める女性の割合	人材育成課	増加	増加
35	★	43204	特定事業主次世代育成支援行動計画に掲げる数値目標(男性の育児休暇取得率)	人材育成課 消防本部 選挙管理委員会事務局 監査・監査委員事務局 公平委員会事務局 固定資産評価審査委員会・農業委員会・教育委員会・議会事務局 上下水道局 市立病院	10%	30%

※1 乳がん検診の受診率の母数は40歳以上の該当する市民となっておりますが、5年に1回の市民アンケート調査により把握した受診率を評価指標にしています。

※2※3 前期計画策定時から市民及び職員に対し、性的マイノリティに関する基礎的な内容の研修や講演会を多く実施してきました。今後は対象を絞り、専門的な内容の研修や講演会にシフトするため、目標数値を減らしています。

(巻末資料) 用語解説

掲載ページ	用語	解説
1	配偶者等からの暴力（DV＝ドメスティック・バイオレンス）	配偶者や恋人など親密な関係にある、またはあった配偶者から振られる暴力のことで、身体的暴力だけでなく、言葉や威嚇による精神的暴力、人との付き合いを制限する等の社会的暴力、生活費を渡さない等の経済的暴力、性行為の強要等の性的暴力、子どもを利用した暴力が含まれます。
1	女性の職業生活における活躍の推進に関する法律	豊かで活力ある社会の実現を図るためには、自らの意思によって職業生活を営み、または営もうとする女性の個性と能力が十分に発揮されることが一層重要であることから、女性の職業生活における活躍を推進することを目的に、平成27年（2015年）8月に成立した法律のこと。
1	ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）	ワーク・ライフ・バランス憲章では、仕事と生活の調和が実現した社会は、「国民一人ひとりがやりがいや充実感を感じながら働き、仕事上の責任を果たすとともに、家庭や地域生活などにおいても、子育て期、中高年期といった人生の各段階に応じて多様な生き方が選択・実現できる社会」と定義されています。
3	配偶者暴力相談支援センター	「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」に基づき、被害者からの相談や保護、自立のための支援などの業務を行う機関のこと。
3	性的マイノリティ	性同一性障碍（がい）（生物学的な性と心理的・社会的な性が個人の中で一致しないこと）、同性愛、バイセクシュアル（同性を好きになったり異性を好きになったりする人や、相手の性別にこだわらない人）、インターセックス（先天的に身体上の性別が不明確なこと）の人々など。
4	ジェンダー（社会的性別）	人間には生まれつきの生物学的性別（セックス）があります。一方、社会通念や慣習の中には、社会や文化によって作り上げられた「男性像」、「女性像」があり、人々は成長するにつれ、「男性に期待される行動」、「女性に期待される行動」を行うようになります。このようにして形成された男性、女性の別を「社会的性別」（ジェンダー）といいます。このような意味での「ジェンダー」は、国際的にも広く使われています。
4	ジェンダーギャップ指数	世界経済フォーラム（WEF）が、各国内の男女間の格差を数値化しランク付けしたもので、経済分野、教育分野、政治分野及び健康分野のデータから算出され、0が完全不平等、1が完全平等を意味している。
4	権利擁護	自分の権利や意思をうまく表現できない・不利益に気付かない人に代わって、本人の権利を護ること。福祉分野においては、サービスの利用援助や苦情・不服の代行を行い、自己決定のもとで自分らしく暮らし続

		けることを支援することを意味します。
4	性自認	自らの性別をどう捉えているかということ。
4	性的指向	恋愛感情又は性的関心がどのような性別に向かうかということ（恋愛感情又は性的関心を抱かないことを含む。）。
5	メディア・リテラシー	メディア情報を視聴者や読者が無批判に受け入れるのではなく、主体的かつ客観的に解釈、選択し、使いこなす能力や、メディアを適切に選択し、発信する能力のこと。
6	デートDV	婚姻関係はないが、親密な関係にある恋人間に起こるDVのこと。
6	スーパーバイズ研修	カウンセラーが自分のカウンセリングを見直すために、経験豊富なカウンセラーに指導を受けること。
7	セクシュアル・ハラスメント	相手方の意に反した、性的な性質の言動を行い、仕事などをする上で一定の不利益を与えたり、又はそれを繰り返したりすることによって就業環境などを著しく悪化させることで、雇用関係にある者の間のみならず、施設における職員と利用者との間や、団体における構成員間など、様々な生活の場で起こりえるものです。
7	リプロダクティブ・ヘルス/ライツ	「性と生殖に関する女性の健康/権利」のことです。リプロダクティブ・ヘルスは、個人、特に女性の健康の自己決定権を保障する考え方です。健康とは、疾病や病弱でないことではなく、身体的、精神的、及び社会的に良好な状態にあることを意味します。リプロダクティブ・ライツは、それをすべての人々の基本的人権として位置付ける理念です。リプロダクティブ・ヘルス/ライツの中心課題には、いつ何人子どもを産むか産まないかを選ぶ自由、お互いに理解のある性生活、安全な妊娠・出産、子どもが健康に生まれ育つことなどが含まれており、また、これらに関連して、思春期や更年期における健康上の問題等生涯を通じての性と生殖に関する課題が幅広く議論されています。
14	エンパワーメント	一般的には、個人や集団が自らの力を自覚して、自分の生活や環境をコントロールできるように行動すること。ここでは、女性が自ら意識と能力を高め、政治・経済・家庭等のあらゆる場で意思決定過程に参画するための力をつけることです。
14	固定的な性別役割分担意識	「男は仕事、女は家庭」「男性は主要な業務、女性は補助的業務」等、男性・女性の性別を理由として役割を決めつける考え方をいいます。
16	キャリア教育	児童生徒が、自己の将来の夢、目標、希望を持ち、その実現に向け、必要な知識や技能を学び、社会人として自らの人生を主体的に生きる力を育てるための教育活動のこと。
18	ストーカー行為	ストーカー行為とは、つきまとい、面会や交際の要求、電話、メール、ファクシミリの送信、性的ないやがらせなど、相手に不安感を与えるような行為を反復して行うことをいいます。平成12年（2000年）11月に「ストーカー行為等の規制等に関する法律」が施行された

		ことによって、被害者からの相談があれば警察は勧告を、従わない場合は都道府県公安委員会が禁止命令を出せます。また、裁判でストーカー行為と認められれば罰則が適用されます。
21	一時保護	緊急に保護が必要な被害者を一時的に保護すること。
22	ステップハウス	一時入居施設のこと。自立意欲がありながら住まいを確保できない被害者に対し、恒久住宅へ移行するまで一時的に提供する住宅のこと。
23	スクールカウンセラー	児童生徒の相談に応じ、心理的な発達を援助する活動を行う専門家のこと。
23	スクールソーシャルワーカー	児童生徒と向き合うとともに、家庭や行政、福祉関係施設等関係機関と連携しながら、取り巻く環境を調整する専門家のこと。
25	ソーシャルワーカー	社会福祉の専門従事者が人間の福利の増進を目的として、社会生活を送る個人、集団、地域等と環境との相互作用の中で起こる問題を解決、緩和するために行う専門的な援助のこと。
25	二次受傷	相談員など支援者が、被害者からの深刻な被害状況などについて数多く話を聞くうちに、自らも同様の心理状態に陥ること。
25	バーンアウト	燃え尽き症候群のこと。仕事などに没頭してきた人が意欲を失う現象です。
25	二次的被害	DVにより心身ともに傷ついた被害者が、保護、捜査、裁判等の過程において、DVの特性や被害者の置かれた立場を理解しない職務関係者の不適切な言動で、更に傷つくことをいいます。
26	マタニティ・ハラメント	職場において妊婦や出産者に対して行われる嫌がらせを指す言葉のこと。
27	性差医療	男女の様々な差異により発生する疾患や病態の差異を念頭において行う医療のこと。
30	宝塚市子どもの貧困対策計画	令和元年（2019年）6月に改正された子どもの貧困対策の推進に関する法律に基づき、子ども一人一人が夢や希望を持つことができるようにし、子どもの「将来」だけでなく「現在」の生活等に向けても、子どもの貧困対策を総合的に推進するために策定するものです。
31	エイジフレンドリーシティ	世界的な高齢化と都市化に対応するため、平成19年(2007年)、WHO(世界保健機関)が提唱した考え方であり、ソフト・ハード両面で、高齢者にやさしい都市を推進しようとするもの。
34	M字型カーブ	日本の女性の労働力率を年齢層別にみると、M字型の曲線になりますが、このような日本の女性に特徴的な就業形態のことです。日本の女性も学校卒業後はフルタイムで働くケースが多いものの、20歳代の後半に結婚や子育てで退職する人が増加します。そして、子育てが一段落した後、再度パートタイマーなどで働く人が増加するという就業形態です。
40	クオータ制	不平等是正のための方策の一つで「割り当て制度」などといいます。審議会の人数などで、男女の比率に偏りがないように定める方法で、

		結果の平等を目指したものとと言えます。本市では審議会等の委員に占める女性の割合を40%以上60%以下とすることを基準とし、基準の達成に向けた責務、参画状況の公表、事前協議などについて定めています。
44	指定管理者制度	市民の福祉を増進する目的をもってその利用に供するための施設である公の施設について、民間事業者等が有するノウハウを活用することにより、市民サービスの質の向上を図っていくことで、施設の設置の目的を効果的に達成するために設けられた制度。

第2次宝塚市男女共同参画プラン

(後期個別事業)

～すべての人が性別にとらわれず、
自分らしくいきいきと暮らせるまちをめざして～

令和3年(2021年)3月

発行 宝塚市 総務部 人権平和室 人権男女共同参画課
〒665-8665 宝塚市東洋町1番1号
TEL : 0797-71-1141 (代表)
FAX : 0797-77-2171
E-mail : m-takarazuka0018@city.takarazuka.lg.jp